



さつま町・一番茶収穫

2023 ディスクロージャー誌

北さつま農業協同組合

JA北さつま管内マップ



川内総合支所

鹿児島県薩摩川内市若松町9-17

☎ (0996) 22-4131
☎ (0996) 22-2732



本 所

鹿児島県薩摩郡さつま町虎居745

☎ (0996) 53-1121
FAX (0996) 52-1404



伊佐総合支所

鹿児島県伊佐市大口上町30-6

☎ (0995) 22-1431
FAX (0995) 22-5835

【 目 次 】

1. あいさつ	1
2. 経営理念	2
3. 経営方針	2
4. 経営管理体制	2
5. 事業の概況(令和4年度)	3
6. 農業振興活動	4
7. 地域貢献情報	5
8. リスク管理の状況	7
9. 自己資本の状況	16
10. 主な事業の内容	16
【 経営資料 】	
I. 決算の状況	
1. 貸借対照表	25
2. 損益計算書	26
3. キャッシュ・フロー計算書	27
4. 注記表	28
5. 剰余金処分計算書	46
6. 部門別損益計算書(令和4年度)	47
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	48
8. 会計監査人の監査	48
II. 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	49
2. 利益総括表	49
3. 資金運用収支の内訳	50
4. 受取・支払利息の増減額	50
III. 事業の概況	
1. 信用事業	51
(1) 貯金に関する指標	51
①科目別貯金平均残高	51
②定期貯金残高	51
(2) 貸出金等に関する指標	51
①科目別貸出金平均残高	51
②貸出金の金利条件別内訳残高	51
③貸出金の担保別内訳残高	52
④債務保証見返額の担保別内訳残高	52
⑤貸出金の用途別内訳残高	52
⑥貸出金の業種別残高	53
⑦主要な農業関係の貸出金残高	53
⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	54
⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	55
⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	55
⑪貸出金償却の額	55
(3) 内国為替取扱実績	55
(4) 有価証券に関する指標	56
①種類別有価証券平均残高	56
②商品有価証券種類別平均残高	56
③有価証券残存期間別残高	56
(5) 有価証券等の時価情報等	56

①有価証券の時価情報	56
②金銭の信託の時価情報	58
③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	58
2. 共済取扱実績	59
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	59
(2) 医療系共済の共済金額保有高	59
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	59
(4) 年金共済の年金保有高	60
(5) 短期共済新契約高	60
3. 農業関連事業取扱実績	60
(1) 買取購買品(生産資材)取扱実績	60
(2) 受託販売品取扱実績	60
(3) 買取販売品取扱実績	61
(4) 保管事業取扱実績	61
(5) 利用事業取扱実績	61
(6) 加工事業取扱実績	61
(7) その他事業取扱実績	61
4. 生活その他事業取扱実績	62
(1) 買取購買品(生活物資)取扱実績	62
(2) 介護事業取扱実績	62
5. 指導事業	62
IV. 経営諸指標	
1. 利益率	63
2. 貯貸率・貯証率	63
V. 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	64
2. 自己資本の充実度に関する事項	66
3. 信用リスクに関する事項	68
4. 信用リスク削減手法に関する事項	72
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	73
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	73
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	73
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	74
9. 金利リスクに関する事項	74
【 JAの概要 】	
1. 機構図	77
2. 役員構成(役員一覧)	78
3. 組合員数	79
4. 組合員組織の状況	79
5. 特定信用事業代理業者の状況	80
6. 地区一覧	80
7. 職員数	80
8. 沿革・あゆみ	80
9. 店舗等のご案内	81

1. あいさつ

日頃より、JA北さつまをご愛顧いただき、心より厚く御礼申し上げます。

令和4年度は長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下、ワクチン接種や各種政策の効果もあり、ウイズコロナによる経済活動の再開によって徐々に人手が回復し、国民の感染症に対する意識の変化が見られました。しかし、一方で国際的な原材料やエネルギー価格の高騰により光熱費、食料品等が値上がりし、農業分野においても農畜産物の価格の下落、生産資材価格の高騰により、価格の推移に大変苦慮する年となりました。



このような中、10月には「第12回全国和牛能力共進会」が鹿児島県で開催され、前回大会に続き鹿児島県が「和牛日本一」の栄冠に輝きました。今回の成績は、前回大会から5年間「和牛日本一」を獲得するためご尽力いただいた、生産者や各関係機関の皆様の賜物であり厚くお礼申し上げます。この機会を逃すことなく「和牛日本一」を前面にアピールするとともに、さらなる薩摩市場牛の銘柄確立に努めて参ります。また、11月には新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、3年ぶりに秋の収穫を祝うイベントを管内のそれぞれの行政と合同で開催しました。どの会場も多くの皆様にご来場いただき、大盛況のうちに終えることができました。

農業を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足等により、生産基盤の一層の縮小が懸念されます。世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により肥料・飼料・燃油等の生産資材価格は高騰し、生産の現場では多くの生産者が厳しい状況に直面しております。一方、わが国の食料を取り巻く環境は、食料生産に不可欠な生産資材価格の高騰や不足する輸入食料品の値上げ等により、食料の安定供給にかかるリスクが顕在化し、今後さらにそのリスクが拡大する恐れがあります。将来を見据えた食料安全保障の観点から国が実施する生産資材価格高騰に対する対策事業について役職員一体となって伴走支援を行うとともに、独自の対策として生産資材・畜産資材・農業用燃油等を対象に高騰対策支援を実施いたしました。

本年度はJAの使命である安心・安全な農畜産物の安定供給を続けられるよう「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を引き続き進めるとともに、JA産地づくり10年ビジョンの実践と農家経営支援、収入拡大・コスト抑制対策を講じながら、将来を見据えた農業振興に取り組んでまいります。さらに結集力強化戦略に基づき、組合員・地域住民との対話を重視した訪問活動や事業・活動を実施し、意思反映・運営参画体制を再構築いたします。

当組合の掲げる経営理念「農業を振興し食と農と水を守り、人づくり・組織づくりを通じて地域に信頼され愛されるJAを目指す」ことを礎に、自己改革の取り組みを不断に進めてまいります。

最後に、組合員の皆様並びに関係各位のご健勝をご祈念申し上げますとともに、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げあいさついたします。

令和5年6月

代表理事組合長 **春田 和則**

2. 経営理念

我々は、

一、農業を振興し、「食」と「農」と「水」を守ります。

一、「人づくり」「組織づくり」を通じて、地域に信頼され愛されるJAを目指します。

3. 経営方針

わが国の農業を取り巻く環境は、農家の高齢化や後継者・労働者不足等により、生産基盤の一層の縮小が懸念されるとともに、生産資材価格の高騰、自然災害や鳥獣害の増加、さらには家畜伝染病の侵入リスク等、厳しい状況となっています。

一方で食料を取り巻く環境は、世界的な気候変動、ロシアのウクライナ侵攻等の大きな社会情勢の変動により、穀物輸出国の輸出制限をはじめ、不足する輸入食品の値上げ、肥料・燃油・飼料など生産資材価格の高騰等が生じ、食料の安定供給リスクが顕在化していることから、将来にわたる食料の安定供給の確保に向けた食料安全保障の強化や、農家が意欲をもって持続可能な営農に取り組めるよう、生産基盤強化対策や経営安定対策が必要となっております。

JAを巡る環境は、令和4年1月に総合的な監督指針が改正され、「3つの方針（①自己改革を実践するための具体的な方針、②中長期シミュレーションを踏まえた事業計画等、③准組合員の意思反映及び事業利用の方針）」を策定し、組合員との対話を通じて評価を受け、方針等を見直し実践していく「JA自己改革実践サイクル」の構築と、加えて「早期警戒制度」についても見直しをなされ、持続可能な収益性の確保と将来にわたる健全性の確保が求められております。

このような情勢を踏まえ、第5次中期3ヵ年計画の2年目として、自己改革の重点目標の進捗管理を徹底し、自己改革を着実に実践することで「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組むとともに、これを支える経営基盤の確立・強化やガバナンス・内部統制の確立・強化を通じて、経営の持続性を確保してまいります。

事業計画の重点事項

1. 安心・安全な農畜産物の安定供給と、農家組合員の所得増大及び農業生産の拡大
2. 組合員や地域との結びつきを再構築し、地域に根ざした総合的な事業展開による地域活性化への貢献
3. 総合事業を支えるJA経営基盤の確立強化及び協同組合活動・自己改革を支える人材育成

4. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、全区域の女性から理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

5. 事業の概況(令和4年度)

(1) 業 況

令和4年度は長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下、ワクチン接種や各種政策の効果もあり、徐々に経済活動の再開による人手が回復し、国民の感染症に対する意識の変化が見られました。一方で国際的な原材料やエネルギー価格の高騰により光熱費、食料品等が値上がりし、農業分野においても農畜産物の価格の下落や生産資材価格の高騰等、営農と生活に大きな影響を受けました。

また、気象面では梅雨時期からの高温の影響や9月に本県に上陸した台風14号の影響により、水稻においては倒伏等による品質低下、野菜においては1月の積雪もあり生産量が落ち込みました。

このような中、10月には「第12回全国和牛能力共進会」が鹿児島県で開催され、前回大会に続き鹿児島県が「和牛日本一」の栄冠に輝きました。この機会を逃すことなくさらなる薩摩市場牛の銘柄確立に努めて参ります。

農業を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足等により、生産基盤の一層の縮小が懸念されます。世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により肥料・飼料・燃油等の生産資材価格は高騰し、生産の現場では多くの生産者が厳しい状況に直面していることから、国が実施する生産資材価格高騰に対する対策事業について役職員一体となって伴走支援を行うとともに、独自の対策として、生産資材・畜産資材・農業用燃油等を対象に高騰対策支援を実施いたしました。

また、第5次中期3ヵ年計画の初年度として、経営理念に掲げる「人づくり」「組織づくり」に基づき、職員の資質向上への教育・研修に努めるとともに、持続可能な経営基盤を構築するため、「早期警戒制度への対応」「自己改革実践サイクル」の構築に取り組んで参りました。

(2) 事業全般

(単位:千円)

区 分	令和4年度
事業利益	159,913
経常利益	248,048
当期剰余金	124,807
総資産	154,926,320
純資産	6,137,262

(3) 事業実績

(単位:千円)

区 分	令和4年度
貯 金	145,208,556
預 金	106,309,750
貸 出 金	34,711,975
長期共済保有高	451,703,250
購買品供給高	6,015,211
販売品販売高	42,494

(4) 対処すべき重要な課題

①自己改革に関する取り組み

当JAでは自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。

農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組めます。

②信頼に応える農産物の生産・販売

消費者のJAへの信頼に応えていくため、JAと生産者の協力により、生産段階から加工・販売にいたる一貫した食の安心・安全を守る取り組みを強化します。このため、生産履歴記帳運動を実践し、生産部会と連携してJA内に有効なチェック体制を構築します。

また、地元消費者との結びつきを強めるため、農産物直売所の充実に努めます。

③経営の健全性の確保と透明性の向上

経営基盤の強化を図るため、収支計画に基づき安定した収益の確保による健全経営に努めます。

併せて、従来からのディスクロージャー誌による開示のほか、半期開示の自主的实施や、ホームページでの開示など組合員や事業利用者向けの情報開示を充実させ、JAの透明性を高めます。

④リスク管理・コンプライアンス態勢の強化

不祥事未然防止に向けて、内部監査体制の強化を図るとともに、自主検査に伴うオンサイトモニタリングや臨店指導等を通じて継続的に確認・指導を行い、研修等を実施しコンプライアンス態勢の強化に取り組めます。

6. 農業振興活動

(1) 地域密着型金融への取り組み

①農業者等の経営支援に関する取り組み

当組合は、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して、必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでいます。

②担い手の金融ニーズへの取り組み

当組合は、「担い手金融リーダー」・「農業融資相談員」を設置し、相談機能の充実・強化に努めるとともに、担い手向け商品の提供など、「担い手のメインバンク」としての地位確立に向けた取り組みを実施しています。

③JAバンクアグリサポート事業の展開

当組合は、農業・農村に対する貢献として、「JAバンクアグリサポート事業」を展開し、取り組んでいます。

農業担い手に対する支援として農業関連融資への利子補給・保証料助成を行っております。

また、農業および地域社会への貢献・支援のための「食農教育応援事業」により小学校への食農・環境保全・金融経済にかかる教材本贈呈の取り組みを行っています。

④地域農業の発展や新規就農者・後継者等への支援

農業専門金融機関として、組合員や農業に関連する団体・企業などの資金需要に対応した運転資金や設備資金等の各種商品に加え、国・県等の各種制度資金の取り扱いを通じて、地域農業の発展や農業基盤強化へ取り組んでいます。

これからの本県農業を担っていく若い新規就農者・就農希望者等に対して、農業経営者としての育成を支援するなど、農業経営等にかかる支援を実施しております。

(2) 安心・安全な農産物づくりへの取り組み

「食の安心・安全システム」の確実な実践

生産プロフィール日誌の記帳を基本とした「食の安心・安全システム」のレベルアップやポジティブリスト制度への対応強化、農畜産物に関する情報提供体制を強化しています。

また、環境負荷の低減や持続性の高い農業生産に向けた環境にやさしい農業を推進しています。

(3) 担い手・新規就農者への支援

行政との「ワンフロア化」により、管内農業者の所得向上を目的に地域農業の振興を図るため、新たな経

営安定対策に対応した担い手の育成・支援に積極的に取り組んでいます。また、担い手の健全な育成と確保を図るため、関係機関が一体となれる体制を整備し、経営管理の支援を行っています。

(4) 地産地消・食農教育の取り組み

住みよい豊かな地域社会づくりに貢献するため、生産者と消費者・次世代など地域住民と連携して食農教育を推進するとともに、外部に向かって働きかけを強化するなど地域の共感と支持を得る活動を展開し、仲間づくりに取り組んでいます。

○食農教育の展開

食と農を守る地域の拠点として役割を発揮するため、行政・関係機関と連携して地産地消運動の展開や地場産学校給食の推進など食農教育に取り組んでいます。

7. 地域貢献情報

当JAは、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営されている協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関でもあります。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

(1) 地域からの資金調達の状況

①貯金積金残高

当JAでは、組合員をはじめ地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

【貯金積金残高 145,208,556千円】（令和5年2月末現在）

(2) 地域への資金供給の状況

①貸出金残高

組合員をはじめ、地域住民の皆様の暮らしや農業者・事業者の皆様の実業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の発展・向上に貢献しています。

（令和5年2月末現在）

貸出金残高	34,711,975千円	
うち組合員等	23,325,314千円	67.2%
うち地方公共団体等	10,940,817千円	31.5%
うちその他	445,844千円	1.3%
貯金・積金に占める貸出金の割合		23.9%

②制度融資の取り扱い状況

鹿児島県や当JA管内の市町村と協調して、借入者の負担が少しでも軽減できる制度融資も取り扱っています。
(令和5年2月末現在・単位:千円)

資 金 名	取 扱 実 績
農 業 近 代 化 資 金	1,577,710
農業経営負担軽減支援資金	2,592
畜 産 特 別 資 金	356,435
ア グ リ メ イ ク 資 金	713,525

(3)文化的・社会的貢献に関する活動

①文化的・社会的貢献

信頼される「皆様のJA」を目指して、地域の方々と心の通うおつきあいを願い、地域の諸行事にも積極的に参加しています。

また、支所を拠点とした暮らしの活動・事業を通じて、地域創生の貢献に取り組んでいます。

○地域活動への取り組み(全職員1地域活動への参加)

社会貢献活動の一環として、ごみ拾いや除草作業のボランティア清掃活動を行っています。また、地域の行事・イベントなどに参加し、地域との結びつきを強化し、地域活性化への貢献に取り組んでいます。

○各種イベント参加

管内で開催される秋のイベント等には、地域JAとして支援・協力をし積極的に参加しています。また、JA独自のブースを設け、組合員の方々や地域住民の方々へ、当JAの取り組み等を周知しています。

○健康管理活動への取り組み

行政、JA鹿児島県厚生連と一体となった組合員・地域住民の健康管理活動を実施し、巡回健診においては受診料の一部助成を行っています。また、介護保険事業に取り組み、地域の高齢者に思いやりと優しさを持ち、介護の必要な方やその家族の皆様にご安心いただけるよう介護や相談助言活動を行うとともに、介護員の研修・学習会を通じ、常に技術・資質の向上に努めています。

介護保険活動や行政委託の一般介護予防事業等も積極的に実施しています。

さらに、令和元年6月からは、認知症対応型グループホーム・小規模多機能ホーム・地域交流スペースから構成された「田原の郷」を開業し、一層力を入れています。

これからもJAでは、高齢者や介護の必要な方々に、真心のこもったサービス提供や日常生活のお手伝いを行う相談活動・介護支援活動を進めます。

○利便性確保への取り組み

平成27年12月より移動販売車「笑味ちゃん号」の運行を開始し、平成28年11月より移動金融店舗車の運行を開始しました。また、平成30年11月からは、移動販売車の2号車も運行を始め、小売店の少ない地域や高齢者の方々への利便性確保に努めています。

○交通安全運動への取り組み

年間を通じて実施される交通安全運動期間中や通勤・通学時の立哨等の交通安全キャンペーンに積極的に取り組み、交通安全意識の高揚と交通ルール・マナーの向上に努めています。

②利用者ネットワーク化への取り組み

○年金友の会

(目的) 友の会会員のスポーツと健康増進を通じて会員相互の親睦と交流を図っています。なお、新会員を募集しています。

昭和 63年 9月開始(ゲートボール大会)

平成 9年10月開始(グラウンドゴルフ大会) 毎年9～10月実施

平成 27年 8月開始(ゴルフ大会) 毎年9～10月実施

平成 28年 8月開始(女性の会)

会員数 12,037名(令和5年2月末現在)

③情報提供活動

毎月1回、JA広報誌「くろーぱー」を発行し、地域の情報や園芸ワンポイント、地元農産物を使った料理のレシピなど、JAならではの暮らしに役立つ情報を提供しています。

また、JA北さつまホームページ(<http://www.ja-kitasatsuma.or.jp/>)を開設し、JA・地域の情報をグローバルに発信しています。

さらに、マスコミ農業・農村研究会等でマスコミ関係者との意見交換を図っています。

8. リスク管理の状況

(1)リスク管理体制

【リスク管理基本方針等】

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総合企画部審査課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い

損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。また、ALM委員会は、組合の余裕金運用にかかる理事会につぐ意思決定機関とし、理事会で定めた運用方針に基づき具体的な運用方針・計画に関する協議・決定を行っています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

(2) 法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライア

ンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進に努めています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の受付も行っています。

【金融商品の勧誘方針】

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

【個人情報保護方針】

当JAは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当JAは、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当JAは、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当JAは、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当JAは、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努

め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第2項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当JAは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当JAは、番号法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当JAは、ご本人の機微(センシティブ)情報(政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当JAは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当JAは、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当JAは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【情報セキュリティ基本方針】

当JAは、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当JAの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当JAは、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当JAは、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当JAは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当JAは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当JAは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

【金融ADR制度への対応】

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

○信用事業

当JAの苦情等受付窓口

本所金融部金融課: ☎0996-52-3585

川内総合支所金融共済課: ☎0996-27-0132

伊佐総合支所金融共済課: ☎0995-24-2613

受付時間: 午前8時30分～午後5時

(土日・祝祭日及び12月31日～1月3日を除く)

○共済事業

当JAの苦情等受付窓口

本所共済部共済事務課: ☎0996-53-0942

川内総合支所金融共済課: ☎0996-27-0150

伊佐総合支所金融共済課: ☎0995-24-2604

受付時間: 午前8時30分～午後5時

(土日・祝祭日及び12月31日～1月3日を除く)

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

ア. 信用事業

苦情などのお申し出については、当JAが対応いたしますが、納得のいくような解決ができず、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として弁護士会を利用できます。

鹿児島県弁護士会 紛争解決センター

弁護士会では「仲裁センター」等を設置しており、斡旋または仲裁により紛争解決業務を行います。JAバンク相談所は、弁護士会等と提携しており、お客様は弁護士会仲裁センター等をご利用いただけます。

なお、手続の詳細は、JAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話: 03-6837-1359)にお尋ねください。

受付時間: 午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時(金融機関の休業日を除く)

イ. 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (☎03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関のご連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

上記以外の連絡先については、①の各事業窓口にお問い合わせください。

(3) 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・総合支所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

(4) JAバンク利用者保護等管理方針

当JAは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

(5) 金融円滑化にかかる基本方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を最も重要な役割として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組みます。

1. 当JAは、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。
3. 当JAは、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めます。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当JAは、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制について

当JAは、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備し対応します。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」において、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 金融共済担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

(6) 利益相反管理方針

当JAは、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当JAの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客様と当JAの間の利益が相反する類型

（取引例）

- 当JAの相対債権の肩代わりのためにアレンジャーとしてシンジケートローンを組成する場合。
- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客様の情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当JAの「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型

（取引例）

- 農業法人等の買収において、当JAが買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当JAは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当JAが負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）

- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法
- 5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存
利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当JAで定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。
- 6. 利益相反管理体制
 - (1) 当JAは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当JA全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当JA等の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
 - (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
- 7. 利益相反管理体制の検証等
当JAは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

(7) マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAは、事業を行うにつくまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当JAは、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当JAは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力との決別)

当JAは、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当JAは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当JAは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

(8) 内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくために、以下の通り内部統制システム基本方針を策定し、組合の適正な内部統制の構築・運用に努めます。

- 1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。

- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- 2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行にかかる情報を適切に保存・管理する。
 - (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - (2) 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
- 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
- 5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - (2) 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - (3) 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
- 6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
 - (2) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業にかかる重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
 - (3) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。
- 7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - (4) 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

9. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年2月末における自己資本比率は、11.20%となりました。

(2) 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

【普通出資による資本調達額】

項 目	内 容
発行主体	北さつま農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,876,804千円(前年度2,872,117千円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

■信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。



◇貯金業務

組合員の皆様や地域住民・事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金種類		内 容	期 間	お預入金額
当 座 貯 金		お支払いに手形・小切手をお使いいただく貯金です。	出し入れ自由	1円以上
普 通 貯 金		いつでも自由に出し入れができる貯金です。 給与、年金などの自動受け取りや各種公共料金の自動 支払いにもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
総 合 口 座		一冊の通帳に普通貯金と定期貯金がセットでき、さら に定期貯金の90%以内で最高300万円まで自動融資 が受けられる便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上
貯 蓄 貯 金		いつでも自由に出し入れができる貯金で、毎日の最終 残高に応じて金利が段階的に高くなります。	出し入れ自由	1円以上
通 知 貯 金		ごく短期間の運用に便利です。	7日以上	5万円以上
納 税 準 備 貯 金		税金の納付に備えるための貯金で非課税の適用が受 けられます。	払い出しは 納税目的に限る	1円以上
定 期 貯 金	スーパージ定期	最長10年間までお預け入れできる定期貯金で、期間 3年以上のものはお利息を半年複利(個人のお客様専 用)で計算します。	1か月以上 10年以内	1円以上
	大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	1か月以上 10年以内	1,000万円以上
	期日指定定期貯金	お利息は1年複利で計算されますので有利です。 1年間の据置期間後は、いつでもお引き出しでき ます。(個人のお客様専用)	最長3年	1円以上 300万円未満
	変動金利定期貯金	お預け入れの半年毎に適用金利の見直しを行いま す。	1年・2年・3年	1円以上
積立定期貯金		目的に応じて毎月または随時積み立てる定期貯金 です。	—	—
エンドレス型		積立期間や満期日の定めをしないで積み立てま す。	無制限	1円以上
満期型		契約時に満期日を設定して積み立てます。	6か月以上 10年以内	1円以上
定期積金		ご計画にあわせて毎月一定額を積み立てていく商 品です。	6か月以上 10年以内	1,000円以上

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様のご暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【ローンのご案内】

種 類	しくみと特色	ご融資金額
マイカーローン	自動車購入等に係る一切の資金です。 ご利用資格年令……18才以上で完済時80才未満の方	1,000万円以内
教育ローン	ご子弟の入学金および下宿代等に関する資金です。 ご利用資格年令……18才以上で完済時71才未満の方	1,000万円以内
フリーローン	使い方自由自在、アクティブなあなたの味方です。 ご利用資格年令……18才以上で完済時80才未満の方	500万円以内
カードローン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することが可能です。 ご利用資格年令……20才以上65才未満の方	300万円以内
リフォームローン	自己住宅のバリアフリー化・オール電化などの増改築資金です。 ご利用資格年令……18才以上66才未満で完済時80才未満の方	1,000万円以内
ソーラーローン	家庭用の太陽光発電システムとその設置費用およびそれに伴うオール電化等設備費用に係る資金です。 ご利用資格年令……20才以上66才未満で完済時80才未満の方	1,000万円以内
セカンドライフローン	シルバー層の方にご利用いただけるローンです。 ご利用資格年令……60才以上70才未満で健康で返済資力のある方	100万円以内
住宅ローン	自己住宅の新築・購入・増築・改装・補修・土地購入・他金融機関からの借換等に関する資金です。 ご利用資格年令……18才以上66才未満で完済時80才未満の方	10,000万円以内
農機ハウスローン (個人型)	農家組合員の皆様の頑張る明日を一緒にサポートします。 ご利用資格年令……18才以上で完済時80才未満の方	1,000万円以内
(ワイド)営農ローン	営農運転資金と生活資金を当座貸越の方式で融資します。契約口座に入金することで、ご返済となります。 ご利用資格年令……20才以上80才未満の方	1,000万円以内

(注) 借入最高限度は異なることがあります。

【一般資金のご案内】

種 類	内 容	貸付限度
農業施設資金	農業生産に必要な施設に係る資金を融資します。	所要資金の範囲内 弾力金利対応
アグリメイク資金	農業全般にオールマイティーに対応する資金を融資します。 (JAバンクより利子補給を受けられる場合もあります。)	事業費の範囲内
住宅資金	合理的な生活を営むため、必要な住宅の取得にかかる資金を融資します。	事業費の範囲内
農業外事業資金	営農生活以外の事業に係る資金を融資します。	事業費の範囲内

なお、上記資金以外に下記の資金がご利用いただけます。

- 共済資金貸付金 ● 耐久消費財購入資金貸付金 ● 一般資金貸付金 ● 小規模事業資金貸付金
- 負債整理資金貸付金 ● 地方公共団体等貸付金 ● 協同活動資金貸付金

【制度・転貸資金のご案内】

種 類	制 度 の 趣 旨
農 業 近 代 化 資 金	農業者等が資本装備の高度化及び経営の近代化を図るために必要な資金を、国及び県の助成(利子補給)により低利で融資します。
農 業 振 興 資 金	国の融資制度の対象とならない分野で特に本県農業振興上必要となる部門に対し融資します。
農 業 改 良 資 金	農業者が農業経営又は農家生活の改善に必要な資金を融資します。
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	(各資金の種類) ●スーパーL資金 ●経営体育成強化資金 ●農林漁業セーフティネット資金 ●青年等就農資金など

【貸出金手数料】

資 金 名	内 容			手数料金額
住 宅 関 連 資 金 (賃 貸 含 む)	融資手数料			10,000円
	一部繰上償還手数料			5,000円
	全額繰上償還手数料	「固定金利選択型」の特約期間中	H29.2.28以前	50,000円
			H29.3.1以降	別に定める
		借入残年数5年以下		無料
		自己資金での繰上げ		10,000円
		上記以外		10,000円
全 資 金	償還条件変更手数料			5,000円
	融資残高証明書手数料	所定		400円
		所定外		1,000円
	融資払込証明書手数料			400円
	ローンカード再発行			500円
共 担 ・ 貯 担	融資手数料			300円

(注) 消費税は含みません。

◇為替業務

全国 of JA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通じて全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

【各種サービスのご案内】

種 類	サ ー ビ ス の 内 容
キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	全国のJAのほか、全国キャッシングサービス(MICS)開始により、銀行・信用金庫・信用組合などのCD・ATMでご利用いただけます。
J A カ ー ド	サインひとつで、国内・海外の百貨店、有名店、専門店などでお買物ができます。また、現金枠を設定いただければ、全国のJAの現金自動支払機でキャッシングがご利用できます。
自 動 支 払 サ ー ビ ス	公共料金(電気・電話・ガス・水道・NHK受信料)のほか地方税、クレジットの利用代金、学費、ローンの返済の代金決済をご指定の貯金口座から、自動的にお支払いいたします。
年 金 ・ 給 与 等 振 込 サ ー ビ ス	各種年金・給与等がご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。

◇手数料のご案内

【為替手数料(税込)】

項 目				徴求単位	組合員	員 外
店 内 振 込 手 数 料	窓 口	3万円未満		1件につき	無 料	110円
		3万円以上		1件につき		330円
	振 込 機	3万円未満			無 料	
		3万円以上			無 料	
本 支 所 宛 振 込 手 数 料	窓 口	3万円未満		1件につき	無 料	110円
		3万円以上		1件につき		330円
	振 込 機	3万円未満			無 料	
		3万円以上			無 料	
本人振込の無通帳取引				1件につき	330円	
系 統 あ て 為 替	送 金			1件につき	440円	
	振 込	文 書 扱	3万円未満	1件につき	330円	
			3万円以上	1件につき	550円	
		電 信 扱	3万円未満	1件につき	330円	
			3万円以上	1件につき	550円	
		振 込 機	3万円未満	1件につき	110円	
			3万円以上	1件につき	330円	
	送金・振込の組戻料			1件につき	770円	
	代金取立	店頭入金分		1件につき	220円	
		県内あて	普通扱	1件につき	440円	
			至急扱	1件につき	440円	
		県外あて	普通扱	1件につき	660円	
	至急扱		1件につき	880円		
	取立手形組戻料			1通につき	770円	
	取立手形店頭呈示料			1通につき	770円	
	不渡手形返却料			1通につき	770円	
他 行 あ て 為 替	送 金			1件につき	880円	
	振 込	文 書 扱	3万円未満	1件につき	550円	
			3万円以上	1件につき	770円	
		電 信 扱	3万円未満	1件につき	660円	
			3万円以上	1件につき	880円	
		振 込 機	3万円未満	1件につき	330円	
			3万円以上	1件につき	550円	
	送金・振込の組戻料			1件につき	770円	
	代金取立	店頭入金分		1件につき	220円	
		普通扱		1件につき	660円	
		至急扱		1件につき	880円	
	取立手形組戻料			1通につき	770円	
	取立手形店頭呈示料			1通につき	770円	
	不渡手形返却料			1通につき	770円	

【各種貯金手数料】

種 類		徴求単位	手数料(税込)
貯 金 残 高 証 明 書 発 行 手 数 料		1通につき	440円
取 引 明 細 発 行 手 数 料		1口座1年につき	440円
通 帳 ・ 証 書 再 発 行 手 数 料		1冊につき	1,100円
キ ャ ッ シ ュ カ ー ド 再 発 行 手 数 料		1枚につき	1,100円
ICキャッシュカード	新 規 申 込 手 数 料	1枚につき	無 料
	移行カードから切替手数料	1枚につき	無 料
	再 発 行	1枚につき	1,100円

【両替手数料】

両替枚数	手数料(税込)	両替枚数	手数料(税込)
1枚～50枚	無 料	601枚～700枚	770円
51枚～300枚	330円	701枚～800枚	880円
301枚～400枚	440円	801枚～900枚	990円
401枚～500枚	550円	901枚以上	1,100円
501枚～600枚	660円		

(注) お取引一件あたり

【ATMによるお取り扱い】

項 目					徴求単位	手数料(税込)
ネ ッ ト 手 数 料	現 金 自 動 化 機 器	区 分	取引日	取引時間		入出金
		自農協内取引	平 日 土曜日 日曜日 祝 日	稼働時間(終日)		無 料
		全国ネット (県外農協) 内取引	平 日	8:00～21:00		無 料
			土曜日 日曜日 祝 日	9:00～17:00		
		三菱東京UFJ銀行 郵貯代行取引 鹿銀代行取引	平 日	8:00～ 8:45	1回につき	110円
				8:45～18:00		無 料
				18:00～21:00	1回につき	110円
			土曜日 日曜日 祝 日	9:00～17:00	1回につき	110円
		コンビニATM セブン銀行 (セブンイレブン)	平 日	8:00～ 8:45	1回につき	220円
				8:45～18:00	1回につき	110円
				18:00～21:00	1回につき	220円
			土曜日	9:00～14:00	1回につき	220円
				14:00～17:00	1回につき	220円
			日曜日 祝 日	9:00～17:00	1回につき	220円

(注) 1. ATM(現金自動化機器)稼働時間については、各設置場所によって異なりますので、最寄りのJA各支所、または各金融機関等へお問い合わせ下さい。

尚、三菱東京UFJ銀行、鹿銀代行取引は、出金のみのお取り扱いとなっております。

2. コンビニATMの「イーネットATM」及び「ローソンATM」は、おもに全国のファミリーマートやローソン等に設置されているATMをいいます。ただし、鹿児島県内のコンビニには他金融機関がATMを設置している場合があります。設置金融機関により手数料が異なります。ATM掲示のポスター等をご確認のうえ、お取引ください。

3. セブン銀行、コンビニATMの「イーネットATM」及び「ローソンATM」の手数料につきましては、「JAバンク優遇プログラム」により、月毎の手数料無料回数を設けております。詳しくは最寄りのJA各支所へお問い合わせ下さい。

■共済事業

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。

【主な共済商品のご案内】 ～多彩な特約で、保障内容を自由に設計できます～

	種 類	し く み と 特 色
	終 身 共 済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
長 期 共 済	一 時 払 終 身 共 済	まとまった資金を活用して、万一年に備える一生涯のプランです。
	養 老 生 命 共 済	一定期間の万一のときの保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。
	定 期 生 命 共 済 (逓 減 期 間 設 定 型)	ライフステージに応じて保障金額を逓減させることで、お手頃な共済掛金で必要十分な万一年保障をしっかりと準備できます。逓減開始時期は、一定の範囲内で任意に設定可能であり、柔軟な保障設計ができます。
	こ ど も 共 済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者(親)が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。
	医 療 共 済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズに合わせて、保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、万一年の保障や先進医療保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
	引受緩和型定期医療共済 (がんばるけあスマイル)	健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。一定期間の病気やケガによる入院・手術を保障するとともに、共済期間の満了まで健康に過ごされたときは健康祝金をお支払いします。
	が ん 共 済	一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
	特 定 重 度 疾 病 共 済	三大疾病やその他の生活習慣病(糖尿病、肝硬変、慢性じん不全、慢性すい炎)などを保障するプランです。
	認 知 症 共 済	認知症に対する保障で、診断確定および公的介護保険要介護1認定にてまとまった共済金をお支払いいたします。軽度認知障害(MCI)に対する保障もあり、改善治療にも備えられます。
	介 護 共 済	要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安を保障します。
	生 活 障 害 共 済	病気・ケガを問わず、身体が障害状態になった場合の経済的な損失を保障します。身体障害者手帳制度と連動した保障であり、一時的な支出の増加に備える「一時金型」と収入減少に備え継続的に受取れる「定期年金型」をお選びいただけます。
	建 物 更 生 共 済 (む て き プ ラ ス)	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、「実損てん補方式」という支払方法を導入し、加入額を限度に損害額を共済金として受取れるプランもあります。
	予定利率変動型年金共済 (ラ イ フ ロ ード)	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
短 期 共 済	自 動 車 共 済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一年の自動車事故を幅広く保障します。また、家庭用自動車共済「クルママスター」なら安心の充実保障で、自動車事故のリスクを幅広くカバーします。
	自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
	農 業 者 賠 償 責 任 共 済	施設賠償や生産物賠償など農業に関する様々な賠償責任を保障します。

あなたのライフプランを、JA共済がバックアップ

■農業関連事業

◇販売事業

生産者から消費者へ、新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を展開しています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、「地産地消」の取り組みとして、「川内とれたて市場」「宮之城ちくりん館」「産直センター い〜さ市場」の各農産物直売所での販売や「インショップ事業」の展開により、消費者に直接農家が持ち寄った地元でとれた農産物を提供しています。また、積極的な販売促進活動によるJA北さつまのファン獲得に取り組んでいます。

◇購買事業

生産資材部門は、肥料・飼料・農薬のほか、農産物の種子や園芸資材等を販売しています。米や野菜などを出荷している農家向けの品物だけでなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。また、生活部門では、「本格焼酎 薩摩のさつま PRIDE」「JA北さつまかるかん」「北さつま茶」等の地元産原料を使用したプライベートブランド商品の普及拡大に取り組んでいます。

(2) 系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

○「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

○「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022年3月末における残高は1,652億円となっています。

○「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

○貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、2022年3月末現在で4,627億円となっています。

【 経営資料 】

I. 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

資 産 の 部 科 目	令 和 3 年 度 金 額	令 和 4 年 度 金 額	負 債 及 び 純 資 産 の 部 科 目	令 和 3 年 度 金 額	令 和 4 年 度 金 額
1. 信用事業資産	140,640,498	141,669,350	1. 信用事業負債	144,621,191	145,574,584
(1) 現 金	679,067	673,978	(1) 貯 金	144,205,657	145,208,556
(2) 預 金	105,586,160	106,309,750	(2) 借 入 金	12,038	7,431
系 統 預 金	105,568,501	106,255,177	(3) その他の信用事業負債	349,495	307,597
系 統 外 預 金	17,659	54,573	未 払 費 用	5,151	4,910
(3) 貸 出 金	34,387,488	34,711,975	そ の 他 の 負 債	344,344	302,687
(4) その他の信用事業資産	96,736	93,053	(4) 債 務 保 証	54,000	51,000
未 収 収 益	89,524	87,316	2. 共済事業負債	508,701	339,373
そ の 他 の 資 産	7,212	5,737	(1) 共 済 借 入 金	－	－
(5) 債 務 保 証 見 返	54,000	51,000	(2) 共 済 資 金	255,243	90,655
(6) 貸 倒 引 当 金	△ 162,952	△ 170,407	(3) 共 済 未 払 利 息	－	－
2. 共済事業資産	2,995	10,930	(4) 未経過共済付加収入	251,304	244,044
(1) 共 済 貸 付 金	－	－	(5) 共 済 未 払 費 用	2,137	4,674
(2) 共 済 未 収 利 息	－	－	(6) その他の共済事業負債	17	－
(3) その他の共済事業資産	2,995	10,930	3. 経済事業負債	926,782	841,134
3. 経済事業資産	3,547,047	3,491,339	(1) 経 済 事 業 未 払 金	554,084	472,651
(1) 受 取 手 形	3,557	3,514	(2) 経 済 受 託 債 務	357,698	361,483
(2) 経 済 事 業 未 収 金	816,982	975,291	(3) その他の経済事業負債	15,000	7,000
(3) 経 済 受 託 債 権	1,585,499	1,648,919	4. 雑負債	395,632	414,562
(4) 棚 卸 資 産	734,392	764,456	(1) 未 払 法 人 税 等	61,000	36,000
購 買 品	225,058	219,408	(2) リ ー ス 債 務	22,769	22,602
そ の 他 の 棚 卸 資 産	509,334	545,048	(3) 資 産 除 去 債 務	4,426	4,445
(5) その他の経済事業資産	472,717	164,277	(4) そ の 他 の 負 債	307,438	351,515
(うち預託家畜)	(195,138)	(113,446)	5. 諸引当金	1,052,453	1,003,507
(6) 貸 倒 引 当 金	△ 66,100	△ 65,118	(1) 賞 与 引 当 金	125,016	115,971
4. 雑資産	953,197	875,096	(2) 退 職 給 付 引 当 金	913,348	887,536
5. 固定資産	3,180,930	3,062,948	(3) ボ イ ン ト 引 当 金	14,089	－
(1) 有 形 固 定 資 産	3,180,930	3,062,948	6. 再評価に係る繰延税金負債	211,795	209,966
建 物	5,300,219	5,257,280	負 債 の 部 合 計	147,716,554	148,383,126
機 械 装 置	1,195,668	1,198,290	1. 組合員資本	6,025,943	6,137,262
土 地	2,229,155	2,190,417	(1) 出 資 金	2,872,117	2,876,804
リ ー ス 資 産	21,818	21,818	(2) 資 本 準 備 金	4,390	4,390
建 設 仮 勘 定	－	－	(3) 利 益 剰 余 金	3,284,084	3,370,612
その他有形固定資産	1,411,505	1,407,442	利 益 準 備 金	2,078,901	2,128,901
減 価 償 却 累 計 額	△ 6,977,435	△ 7,012,299	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,205,183	1,241,711
(2) 無 形 固 定 資 産	－	－	特 別 積 立 金	87,866	87,866
6. 外部出資	5,743,154	5,743,204	経 営 基 盤 強 化 積 立 金	736,000	746,000
(1) 外 部 出 資	5,743,154	5,743,204	自然災害対策積立金	45,000	50,000
系 統 出 資	5,503,900	5,503,900	畜産経営安定積立金	110,000	110,000
系 統 外 出 資	236,254	236,304	当期末処分剰余金	226,317	247,845
子 会 社 等 出 資	3,000	3,000	(うち当期剰余金)	(102,960)	(124,807)
(2) 外部出資等損失引当金	－	－	(4) 処 分 未 済 持 分	△ 134,648	△ 114,544
7. 繰延税金資産	85,365	73,453	2. 評価・換算差額等	410,689	405,932
			(1) 土 地 再 評 価 差 額 金	410,689	405,932
資 産 の 部 合 計	154,153,186	154,926,320	純 資 産 の 部 合 計	6,436,632	6,543,194
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	154,153,186	154,926,320

2.損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
1. 事業総利益	3,321,181	3,190,557	2. 事業管理費	3,158,623	3,030,644
事業収益	9,573,819	9,255,581	(1) 人 件 費	2,348,371	2,236,499
事業費用	6,252,638	6,065,024	(2) 業 務 費	275,610	271,679
(1) 信 用 事 業 収 益	952,823	916,592	(3) 諸 税 負 担 金	88,480	91,033
資金運用収益	860,661	821,562	(4) 施 設 費	427,948	411,559
(うち預金利息)	(510,917)	(464,327)	(5) そ の 他 事 業 管 理 費	18,214	19,874
(うち貸出金利息)	(349,744)	(357,235)	事 業 利 益	162,558	159,913
役 務 取 引 等 収 益	43,733	45,194	3. 事業外収益	107,238	105,062
そ の 他 経 常 収 益	48,429	49,836	(1) 受 取 雑 利 息	7,313	3,403
(2) 信 用 事 業 費 用	111,609	128,678	(2) 受 取 出 資 配 当 金	50,266	50,266
資金調達費用	10,161	8,511	(3) 賃 貸 料	15,972	16,582
(うち貯金利息)	(9,816)	(8,323)	(4) 償 却 債 権 取 立 益	1,360	2,373
(うち給付補填備金繰入)	(104)	(64)	(5) 預 り 金 取 崩 益	—	—
(うち借入金利息)	(150)	(14)	(6) 固 定 資 産 圧 縮 戻 入 益	—	—
(うちその他支払利息)	(91)	(110)	(7) 雑 収 入	32,327	32,438
そ の 他 経 常 費 用	101,448	120,167	4. 事業外費用	16,766	16,927
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 10,511)	—	(1) 支 払 雑 利 息	6	—
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(7,914)	(2) 寄 付 金	35	50
信用事業総利益	841,214	787,914	(3) 雑 損 失	16,725	16,877
(3) 共 済 事 業 収 益	996,774	961,721	経 常 利 益	253,030	248,048
共 済 付 加 収 入	926,689	901,231	5. 特別利益	25,068	10,384
そ の 他 の 収 益	70,085	60,490	(1) 固 定 資 産 処 分 益	14,804	8,826
(4) 共 済 事 業 費 用	88,123	84,396	(2) 一 般 補 助 金	10,264	1,558
そ の 他 の 費 用	88,123	84,396	6. 特別損失	93,788	74,152
共済事業総利益	908,651	877,325	(1) 固 定 資 産 処 分 損	3,947	1,340
(5) 購 買 事 業 収 益	6,224,255	6,123,813	(2) 固 定 資 産 圧 縮 損	10,263	—
購 買 品 供 給 高	6,128,086	6,015,211	(3) 減 損 損 失	79,578	72,812
購 買 手 数 料	—	29,708	税 引 前 当 期 利 益	184,310	184,280
そ の 他 の 収 益	96,169	78,894	法人税、住民税及び事業税	70,211	40,355
(6) 購 買 事 業 費 用	5,456,269	5,359,181	過年度法人税等戻入額	—	—
購 買 品 供 給 原 価	5,311,304	5,223,981	過年度法人税等追徴税額	8,635	—
購 買 品 供 給 費	120,077	109,354	法人税等調整額	2,504	19,118
そ の 他 の 費 用	24,888	25,846	法人税等合計	81,350	59,473
(うち貸倒引当金繰入額)	(4,335)	(3,097)	当期剰余金	102,960	124,807
購買事業総利益	767,986	764,632	当期首繰越剰余金	109,483	142,416
(7) 販 売 事 業 収 益	526,113	489,677	会計方針の変更による累積的影響額	—	△ 24,135
販 売 品 販 売 高	43,352	42,494	遡及処理後当期首繰越剰余金	—	118,281
販 売 手 数 料	386,289	361,873	目的積立金取崩額	—	—
そ の 他 の 収 益	96,472	85,310	土地再評価差額金取崩額	13,874	4,757
(8) 販 売 事 業 費 用	104,931	95,325	当期末処分剰余金	226,317	247,845
販 売 品 販 売 原 価	36,538	36,003			
販 売 費	45,677	46,026			
そ の 他 の 費 用	22,716	13,296			
販売事業総利益	421,182	394,352			
(9) 保 管 事 業 収 益	65,682	82,313			
(10) 保 管 事 業 費 用	21,529	24,485			
保管事業総利益	44,153	57,828			
(11) 加 工 事 業 収 益	68,652	67,748			
(12) 加 工 事 業 費 用	46,861	44,885			
加工事業総利益	21,791	22,863			
(13) 利 用 事 業 収 益	427,082	434,443			
(14) 利 用 事 業 費 用	149,911	141,369			
利用事業総利益	277,171	293,074			
(15) そ の 他 事 業 収 益	507,113	416,447			
(16) そ の 他 事 業 費 用	410,476	354,851			
その他事業総利益	96,637	61,596			
(17) 指 導 事 業 収 入	39,480	38,439			
(18) 指 導 事 業 支 出	97,084	107,468			
指導事業収支差額	△ 57,604	△ 69,029			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
税 引 前 当 期 利 益	184,310	184,280	補 助 金 の 受 入 に よ る 収 入	10,264	1,558
減 価 償 却 費	113,052	101,889	固 定 資 産 の 取 得 に よ る 支 出	△ 108,950	△ 59,300
減 損 損 失	79,578	72,811	固 定 資 産 の 売 却 に よ る 収 入	28,693	8,826
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 17,424	6,473	外 部 出 資 に よ る 支 出	△ 1,530	△ 50
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 8,371	△ 9,045	外部出資の売却等による収入	—	—
退職給付引当金の増減額(△は減少)	20,786	△ 25,812	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 71,523	△ 48,966
その他引当金の増減額(△は減少)	515	△ 14,089	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
信用事業資金運用収益	△ 860,661	△ 821,562	設備借入金の返済による支出	—	—
信用事業資金調達費用	10,161	8,511	出 資 の 増 額 に よ る 収 入	130,204	202,533
共 済 貸 付 金 利 息	—	—	出 資 の 払 戻 し に よ る 支 出	△ 239,923	△ 185,760
共 済 借 入 金 利 息	—	—	持 分 の 取 得 に よ る 支 出	△ 57,354	△ 57,190
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 57,579	△ 53,669	持 分 の 譲 渡 に よ る 収 入	101,501	77,294
支 払 雑 利 息	6	—	出 資 配 当 金 の 支 払 額	△ 27,564	△ 18,901
固定資産売却損益(△は益)	△ 10,858	△ 7,486	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 93,136	17,976
外部出資損失等引当金の増減額	—	—	4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	938,523	△ 1,181,627
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			5. 現金及び現金同等物の期首残高	1,405,847	2,344,370
貸 出 金 の 純 増 (△) 減	△ 3,430,529	△ 324,487	6. 現金及び現金同等物の期末残高	2,344,370	1,162,743
預 金 の 純 増 (△) 減	67,328	△ 1,900,128			
貯 金 の 純 増 減 (△)	3,466,826	1,002,899			
信用事業借入金の純増減(△)	△ 6,861	△ 4,607			
その他の信用事業資産の純増減	330,627	4,475			
その他の信用事業負債の純増減	117,376	△ 43,153			
(共済事業活動による資産及び負債の増減)					
共 済 貸 付 金 の 純 増 (△) 減	—	—			
共 済 借 入 金 の 純 増 減 (△)	—	—			
共 済 資 金 の 純 増 減 (△)	△ 342	△ 164,588			
未経過共済付加収入の純増減	△ 7,912	△ 7,261			
その他の共済事業資産の純増減	7,629	△ 7,935			
その他の共済事業負債の純増減	△ 294	2,520			
(経済事業活動による資産及び負債の増減)					
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	7,007	△ 158,265			
経済受託債権の純増(△)減	174,801	△ 63,420			
棚 卸 資 産 の 純 増 (△) 減	△ 11,277	△ 30,065			
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	89,249	△ 81,433			
経済受託債務の純増減(△)	△ 58,103	3,785			
その他の経済事業資産の純増減	128,899	275,269			
その他の経済事業負債の純増減	△ 200,921	△ 8,167			
(その他の資産及び負債の増減)					
そ の 他 の 資 産 の 純 増 減	131,517	77,785			
そ の 他 の 負 債 の 純 増 減	△ 4,192	11,407			
未 払 消 費 税 の 増 減	△ 34,274	20,669			
信用事業資金運用による収入	869,057	822,330			
信用事業資金調達による支出	△ 17,287	△ 8,817			
共済貸付金利息による収入	—	—			
共済借入金利息による支出	—	—			
小 計	1,071,839	△ 1,138,886			
雑利息及び出資配当金の受取額	47,092	43,340			
雑 利 息 の 支 払 額	△ 6	—			
法 人 税 等 の 支 払 額	△ 15,743	△ 55,091			
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,103,182	△ 1,150,637			

4. 注記表

令和3年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 …移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のないもの …移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品(農機) …個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ② 購買品(肥料・農薬・飼料の単品管理品)
…総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ③ 購買品(上記以外の購買品)
…売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ④ その他棚卸資産(加工品)
…総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ⑤ その他棚卸資産(家畜) …個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、家畜は定額法)を採用しています。
- ② 無形固定資産
定額法
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

令和4年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 …移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
ア 時価のあるもの …時価法
イ 市場価格のない株式等
…移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品(農機) …個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ② 購買品(肥料・農薬・飼料の単品管理品)
…総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ③ 購買品(上記以外の購買品)
…売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ④ その他棚卸資産(加工品)
…総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ⑤ その他棚卸資産(家畜) …個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、家畜は定額法)を採用しています。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しています。

④ ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

過過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

《収益認識関連》

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、加工品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・葬祭施設・介護福祉施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益及び事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

2. 表示方法の変更に關する注記

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を適用し、当事業年度より、「貸倒引当金」「繰延税金資産の回収可能性」および「固定資産の減損」に関する見積りに関する情報を「会計上の見

務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ その他の事業

家畜を飼育し販売する事業を行っており、当組合は利用者等との契約に基づき、家畜を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、家畜の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益及び事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部取引及び内部損益を除去した額を記載しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

①収益認識基準に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(ア) 販売事業における収益の計上時期の変更

販売事業において、従来、農畜産物の荷受時点で収益を計上していた取引について、当該販売品の引き渡し時点(市場等の売立日)をもって収益を計上するように変更しております。

(イ) ガス取引における収益の計上時期の変更

購買事業のガス供給において、従来、検針日時点で計測されたガスに係る供給量に基づいて収益を計上していましたが、最終検針日から期末日までに利用者等に引き渡され履行義務を充足したガスの供給量に係る収益を合理的に見積もって計上するように変更しております。

(ウ) 代理人取引に係る総額から純額への損益計算書表示の変更

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う一部の取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先に支払う額を控除した純額を収益として認識する方法に変更しています。購買事業においては当該純額を購買手数料として計上するように変更しています。

(エ) 発行したポイントの会計処理

総合ポイント制度に基づいて、主に利用者等への購買品の供給等に伴い付与するポイントについて、従来、付与したポイントを事業費用に計上しており、期末においては、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として負債計上するとともに雑資産に資産計上していました。

しかしながら、付与したポイントに関連する費用は、ポイント運営先と決済しているため、貸借対照表において、ポイント引当金と雑資産を相殺して計上するように変更しております。

また、損益計算書において、事業費用として計上していたポイント費用を事業収益から控除して計上するように変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、24,134千円減少しております。また、当事業年度の事業収益が346,344千円、事業費用が350,972千円それぞれ減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ4,627千円増加しております。

②時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当該事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を適用することといたしました。

これによる当事業年度の計算書類の影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 229,052千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」「① 貸倒引当金」に記載しています。

債務者区分の判定は、貸出先の財務状況や将来の収支状況の見通しを勘案し、今後の返済能力等を総合的に評価して設定しています。

貸出先の財務状況や将来の収支状況が変化し、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る決算書類における貸倒引

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 235,525千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」「① 貸倒引当金」に記載しています。

債務者区分の判定は、貸出先の財務状況や将来の収支状況の見通しを勘案し、今後の返済能力等を総合的に評価して設定しています。

貸出先の財務状況や将来の収支状況が変化し、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る決算書類における貸倒引

当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 79,578千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、経営計画を基礎として一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 85,437千円
(繰延税金負債控除前)

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、1,729,393,000円であり、その内訳は次のとおりです。

当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 72,811千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、経営計画を基礎として一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 73,520千円
(繰延税金負債控除前)

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、1,727,633,000円であり、その内訳は次のとおりです。

建 物	1,104,671,728円
機 械 装 置	342,578,329円
土 地	10,952,822円
その他の有形固定資産	271,190,121円

(2) 担保に供している資産

定期預金8,300,000,000円を借入金(当座借越限度額8,300,000,000円)の担保に供しています。また、定期預金7,700,000,000円を為替決済の担保に、定期預金9,800,000円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、定期預金95,000,000円を子会社債務保証の担保に、定期預金29,110,000円をたばこ耕作貯金の担保に、それぞれ供しています。

(3) 重要な係争事件に係る損害賠償義務

当組合は、令和2年7月に、顧客が委託した、りそな銀行より、貯金払戻請求手続に関して、当組合を被告とする損害賠償請求額71百万円の訴訟が提起されています。本件に対して、当組合は、関連法規に照らし、支払義務がないことを主張しております。現在、裁判において係争中であるため、現時点で結果を予想することは困難であります。

(4) 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 178,529円
子会社に対する金銭債務の総額 5,881,816円

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 52,872,648円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 0円

(6) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は17,306,992円、延滞債権額は148,619,578円です。

なお、「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金

建 物	1,104,671,728円
機 械 装 置	342,578,329円
土 地	10,952,822円
その他の有形固定資産	269,430,121円

(2) 担保に供している資産

定期預金8,300,000,000円を借入金(当座借越限度額8,300,000,000円)の担保に供しています。また、定期預金7,700,000,000円を為替決済の担保に、定期預金9,800,000円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、定期預金95,000,000円を子会社債務保証の担保に、定期預金29,110,000円をたばこ耕作貯金の担保に、それぞれ供しています。

(3) 重要な係争事件に係る損害賠償義務

当組合は、令和2年7月に、顧客が委託した、りそな銀行より、貯金払戻請求手続に関して、当組合を被告とする損害賠償請求額71百万円の訴訟が提起されています。本件に対して、当組合は、関連法規に照らし、支払義務がないことを主張しております。現在、裁判において係争中であるため、現時点で結果を予想することは困難であります。

(4) 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 194,659円
子会社に対する金銭債務の総額 4,727,649円

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 50,356,495円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 0円

(6) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は132,527,321円、危険債権額は95,981,797円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は9,350,000円です。

なお、「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額に該当する債権はありません。

なお、「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は175,276,570円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(7) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

① 再評価を行った年月日 平成12年2月29日

② 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 568,570,920円

③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

債権のうち、3カ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は228,509,118円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(7) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

① 再評価を行った年月日 平成12年2月29日

② 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 563,019,522円

③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

(8) 総合ポイント制度にかかる未使用ポイントの取り扱い

当組合が付与した総合ポイントの未使用分(過年度分を含む)14,007千円については、還元時に損金処理が認められる法人税法上の取り扱いをふまえて「前払費用」を計上する一方、将来にお

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引高の総額

子会社との取引による収益総額	169,916円
うち事業取引高	169,916円
子会社との取引による費用総額	35円
うち事業取引高	35円

(2) 減損損失に関する事項

① グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合では、支所・事業所を基本にグループिंगし、農業関連施設は共用資産としています。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグループिंगの最小単位としています。

本所については、共用資産と一般資産に区分し、本所（共用）をJA全体の共用資産と認識しています。また、川内総合支所、伊佐総合支所については、共用資産と一般資産に区分し、川内総合支所（共用）、伊佐総合支所（共用）をそれぞれの地区全体の共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額

減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額は、次のとおりです。

場 所	用 途	種 類	金 額
こしき支所	営 業 用 舗	土 地	197,735円
繁 殖 牛 セ ン タ ー	営 業 用 舗	土 地・建物付属設備等 (土地 2,257,443円) (建物付属設備 2,402,434円)	4,659,877円
山崎給油所	営 業 用 舗	土 地	275,286円
鶴田給油所	営 業 用 舗	土 地	182,515円
入来給油所	営 業 用 舗	土 地	4,427,449円
菱刈給油所	営 業 用 舗	土 地・建物等 (土地 1,794,146円) (建物等 51,686,959円)	53,481,105円
旧城上支所	遊休資産	土 地	2,011,650円
旧中央支所	遊休資産	土 地	1,959,071円
旧入来支所	遊休資産	土 地	1,396,625円
旧 下 甑 出 張 所	遊休資産	建 物	1,338,211円
旧 小 木 原 出 張 所	遊休資産	土 地	49,725円
旧東給油所	遊休資産	土 地	71,937円

いては還元時により損失発生が見込まれることから同額を「雑負債」に計上し、両者を相殺表示しています。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引高の総額

子会社との取引による収益総額	301,901円
うち事業取引高	301,901円
子会社との取引による費用総額	46円
うち事業取引高	46円

(2) 減損損失に関する事項

① グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合では、支所・事業所を基本にグループिंगし、農業関連施設は共用資産としています。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグループिंगの最小単位としています。

本所については、共用資産と一般資産に区分し、本所（共用）をJA全体の共用資産と認識しています。また、川内総合支所、伊佐総合支所については、共用資産と一般資産に区分し、川内総合支所（共用）、伊佐総合支所（共用）をそれぞれの地区全体の共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額

減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額は、次のとおりです。

場 所	用 途	種 類	金 額
こしき支所	営 業 用 舗	土 地・建物付属設備他 (土地 88,660円) (建物付属設備 2,643,962円)	2,732,622円
繁 殖 牛 セ ン タ ー	営 業 用 舗	繁 殖 牛	18,949,772円
山崎給油所	営 業 用 舗	土 地	3,549,366円
鶴田給油所	営 業 用 舗	土 地・建物付属設備 (土地 3,932,501円) (建物付属設備 1,231,087円)	5,163,588円
川内給油所	営 業 用 舗	土 地	8,081,629円
入来給油所	営 業 用 舗	土 地・建物付属設備 (土地 6,250,001円) (建物付属設備 915,857円)	7,165,858円
菱刈給油所	営 業 用 舗	土 地・器具備品 (土地 7,500,001円) (器具備品 1,073,333円)	8,573,334円
川 内 葬 祭 セ ン タ ー	営 業 用 舗	土 地・器具備品	471,538円
旧樋脇支所	遊休資産	土 地	569,360円
旧入来支所	遊休資産	土 地	786,964円

旧大田所	遊休資産	土地	672,340円
旧オートバル	遊休資産	土地	92,084円
Aコープ川内店裏駐車場	遊休資産	土地	1,797,921円
旧樋脇農産加工	遊休資産	土地	190,443円
旧サテライト東郷	遊休資産	土地	566,815円
旧樋脇茶工場	遊休資産	土地	1,913,179円
旧川内子牛育成センター	遊休資産	土地・建物等	4,294,160円 (土地 676,619円) (建物等 3,617,541円)
合 計			79,578,128円 (土地 20,532,983円) (建物他 59,045,145円)

③減損損失を認識するに至った経緯

こしき支所から菱刈給油所については、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧城上支所から旧川内子牛育成センターについては、遊休資産であり早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、帳簿価格との差額を減損損失として認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法

土地等の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産評価額等に合理的な調整を行って算定しています。

建物の回収可能価額については、時価の評価が困難であるため評価していませんが、建物等撤去費用については、合理的な見積りを行って算出しています。

なお、一部の土地、建物については、不動産鑑定評価額を用いて算定しています。

(3) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には収益性の低下にともなう簿価切下げにより、189,290円の棚卸評価損が含まれています。また、収益性の低下にともなう簿価切下げにより、加工事業費用には堆肥センターにおいて△118,531円の棚卸評価損が含まれています。その他事業費用には肥育牛センター等において9,501,056円の棚卸評価損が含まれています。(△は戻入額を示しています)

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯

旧大田所	遊休資産	土地	7,500,000円
Aコープ川内店裏駐車場	遊休資産	土地	430,426円
高齢者介護支援事業	遊休資産	建物等	6,674,060円
ふれあいセンター	遊休資産	建物等 付属設備	2,162,944円
合 計			72,811,461円 (土地 38,688,908円) (建物他 34,122,553円)

③減損損失を認識するに至った経緯

こしき支所から川内葬祭センターについては、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧樋脇支所からふれあいセンターについては、遊休資産であり早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、帳簿価格との差額を減損損失として認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法

土地等の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産評価額等に合理的な調整を行って算定しています。

建物の回収可能価額については、時価の評価が困難であるため評価していませんが、建物等撤去費用については、合理的な見積りを行って算出しています。

なお、一部の土地、建物については、不動産鑑定評価額を用いて算定しています。

(3) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には収益性の低下にともなう簿価切下げにより、617,607円の棚卸評価損が含まれています。また、収益性の低下にともなう簿価切下げにより、加工事業費用には堆肥センターにおいて△49,723円の棚卸評価損が含まれています。その他事業費用には肥育牛センター等において7,576,013円の棚卸評価損が含まれています。(△は戻入額を示しています)

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯

金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を鹿児島県信用農業協同組合連合会へ預けています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、経済受託債権は主として米仮渡金であり、米穀共同計算の結果によっては債権の一部が毀損するリスクがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に総合対策部債権対策課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び経済受託債権です。

当組合では、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.28%上昇

金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を鹿児島県信用農業協同組合連合会へ預けています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、経済受託債権は主として米仮渡金であり、米穀共同計算の結果によっては債権の一部が毀損するリスクがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に総合企画部審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び経済受託債権です。

当組合では、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.45%上昇

したものと想定した場合には、経済価値が281,909,031円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	105,586,159,717	105,582,194,172	△ 3,965,545
貸出金	34,387,487,884		
貸倒引当金(注1)	△ 162,952,317		
貸倒引当金控除後	34,224,535,567	35,327,223,448	1,102,687,881
経済事業未収金	816,982,405		
経済受託債権	1,585,499,016		
貸倒引当金(注2)	△ 5,041,887		
貸倒引当金控除後	142,208,134,818	2,397,439,534	-
資産計	142,208,134,818	143,306,857,154	1,098,722,336
貯 金	144,205,657,141	144,207,867,133	2,209,992
負債計	144,205,657,141	144,207,867,133	2,209,992

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

したものと想定した場合には、経済価値が298,829,365円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	106,309,750,020	106,293,902,600	△ 15,847,420
貸出金	34,711,975,060		
貸倒引当金(注1)	△ 170,406,866		
貸倒引当金控除後	34,541,568,194	34,930,256,431	388,688,237
経済事業未収金	975,291,497		
経済受託債権	1,648,919,263		
貸倒引当金(注2)	△ 65,118,100		
貸倒引当金控除後	2,559,092,660	2,559,092,660	-
資産計	143,410,410,874	143,783,251,691	372,840,817
貯 金	145,208,556,480	145,182,766,017	△ 25,790,463
負債計	145,208,556,480	145,182,766,017	△ 25,790,463

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注2) 経済受託債権に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資 産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap以下OIS) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ウ. 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負 債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

(注2) 経済受託債権に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資 産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap以下OIS) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ウ. 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負 債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:円)

	貸借対照表計上額
外部出資(注1)	5,743,153,701
合 計	5,743,153,701

(注1) 外部出資は全て市場価格のある株式以外のもので、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしておらず、①の金融商品の時価情報には含めていません。

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預 金	99,286,159,717	-	-
貸出金(注1.2)	6,440,936,417	2,448,334,609	2,262,443,769
経済事業未収金	816,982,405	-	-
経済受託債権	1,585,499,016	-	-
合 計	108,129,577,555	2,448,334,609	2,262,443,769
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	-	-	6,300,000,000
貸出金(注1.2)	2,078,021,166	1,928,646,031	19,157,395,957
経済事業未収金	-	-	-
経済受託債権	-	-	-
合 計	2,078,021,166	1,928,646,031	25,457,395,957

(注1) 貸出金のうち、当座貸越576,463,760円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等71,709,935円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(注1)	139,414,623,199	2,210,683,336	2,245,446,639
合 計	139,414,623,199	2,210,683,336	2,245,446,639
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	139,799,350	177,301,617	17,803,000
合 計	139,799,350	177,301,617	17,803,000

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため(財)鹿児島県農協役職員共済会との契約による退職金共

(単位:円)

	貸借対照表計上額
外部出資(注1)	5,743,153,701
合 計	5,743,153,701

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預 金	100,009,750,020	-	-
貸出金(注1.2)	4,788,757,928	2,516,140,405	2,350,173,815
経済事業未収金	975,291,497	-	-
経済受託債権	1,648,919,263	-	-
合 計	107,422,718,708	2,516,140,405	2,350,173,815
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	-	-	6,300,000,000
貸出金(注1.2)	2,216,450,109	2,060,641,958	20,707,130,004
経済事業未収金	-	-	-
経済受託債権	-	-	-
合 計	2,216,450,109	2,060,641,958	27,007,130,004

(注1) 貸出金のうち、当座貸越620,370,952円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等72,680,841円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(注1)	140,845,458,693	2,185,094,971	1,882,098,144
合 計	140,845,458,693	2,185,094,971	1,882,098,144
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	167,919,737	109,907,935	18,077,000
合 計	167,919,737	109,907,935	18,077,000

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため(財)鹿児島県農協役職員共済会との契約による退職金共

- 済制度を採用しています。
- ② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
 期首における退職給付債務 2,554,747,254円
 勤務費用 110,323,815円
 数理計算上の差異の発生額 43,045,955円
 退職給付の支払額 △278,786,539円
 期末における退職給付債務 2,429,330,485円
- ③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
 期首における年金資産 1,627,373,793円
 期待運用収益 22,783,233円
 数理計算上の差異の発生額 △3,587,757円
 特定退職共済制度への拠出金 81,899,000円
 退職給付の支払額 △223,928,818円
 期末における年金資産 1,504,539,451円
- ④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
 退職給付債務 2,429,330,485円
 特定退職共済制度 △1,504,539,451円
 未積立退職給付債務 924,791,034円
 未認識数理計算上の差異 △51,876,801円
 未認識過去勤務費用 40,434,067円
 貸借対照表計上額純額 913,348,300円
 退職給付引当金 913,348,300円
- ⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額
 勤務費用 110,323,815円
 期待運用収益 △22,783,233円
 数理計算上の差異の費用処理額 75,219,880円
 過去勤務費用の費用処理額 △5,217,299円
 合 計 157,543,163円
- ⑥ 年金資産の主な内訳
 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
- | | |
|-------|--------------|
| 債券 | 12.15% |
| 預金 | 4.30% |
| 共済預け金 | 83.52% |
| その他 | <u>0.03%</u> |
| 合 計 | 100.0% |
- ⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
- ⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
 割引率 0.0%
 長期期待運用収益率 1.4%

- 済制度を採用しています。
- ② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
 期首における退職給付債務 2,429,330,485円
 勤務費用 103,364,866円
 数理計算上の差異の発生額 94,009,394円
 退職給付の支払額 △278,959,148円
 期末における退職給付債務 2,347,745,597円
- ③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
 期首における年金資産 1,504,539,451円
 期待運用収益 21,063,552円
 数理計算上の差異の発生額 △1,891,908円
 特定退職共済制度への拠出金 76,487,000円
 退職給付の支払額 △203,564,336円
 期末における年金資産 1,396,633,759円
- ④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
 退職給付債務 2,347,745,597円
 特定退職共済制度 △1,396,633,759円
 未積立退職給付債務 951,111,838円
 未認識数理計算上の差異 △98,792,008円
 未認識過去勤務費用 35,216,768円
 貸借対照表計上額純額 887,536,598円
 退職給付引当金 887,536,598円
- ⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額
 勤務費用 103,364,866円
 期待運用収益 △21,063,552円
 数理計算上の差異の費用処理額 48,986,095円
 過去勤務費用の費用処理額 △5,217,299円
 合 計 126,070,110円
- ⑥ 年金資産の主な内訳
 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
- | | |
|-------|--------------|
| 債券 | 13.10% |
| 預金 | 2.40% |
| 共済預け金 | 84.49% |
| その他 | <u>0.01%</u> |
| 合 計 | 100.0% |
- ⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
- ⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
 割引率 0.0%
 長期期待運用収益率 1.4%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金26,877,265円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は313,140,000円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	31,091,337円
退職給付引当金	248,796,077円
賞与引当金	34,054,325円
固定資産減損損失	224,642,298円
その他	<u>56,881,371円</u>
繰延税金資産小計	595,465,408円
評価性引当額	<u>△510,027,910円</u>
繰延税金資産合計(A)	85,437,498円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する資産	<u>△73,088円</u>
繰延税金負債合計(B)	<u>△73,088円</u>
繰延税金資産の純額(A)+(B)	85,364,410円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.24%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.14%
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	△3.70%
住民税均等割等	3.16%
過年度法人税等戻入額	4.69%
評価性引当額の増減	9.18%
その他	0.43%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.14%

9. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金25,558,243円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は275,060,000円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	32,952,596円
退職給付引当金	241,764,969円
賞与引当金	31,590,445円
固定資産減損損失	233,894,973円
その他	<u>53,565,984円</u>
繰延税金資産小計	593,768,967円
評価性引当額	<u>△520,248,525円</u>
繰延税金資産合計(A)	73,520,442円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する資産	<u>△67,525円</u>
繰延税金負債合計(B)	<u>△67,525円</u>
繰延税金資産の純額(A)+(B)	73,452,917円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.24%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.11%
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	△3.70%
住民税均等割等	3.15%
過年度法人税等戻入額	△3.21%
評価性引当額の増減	5.55%
その他	0.13%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.27%

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範

囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位:千円)	
現金及び預金勘定	106,265,226
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	<u>△103,920,857</u>
現金及び現金同等物	2,344,369

囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位:千円)	
現金及び預金勘定	106,983,728
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	<u>△105,120,560</u>
現金及び現金同等物	1,863,168

5.剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 当期末処分剰余金	226,317	247,845
2. 剰余金処分額		
(1)利益準備金	50,000	50,000
(2)任意積立金	15,000	70,000
(経営基盤強化積立金)	(10,000)	(60,000)
(自然災害対策積立金)	(5,000)	(5,000)
(畜産経営安定積立金)	—	(5,000)
(3)出資配当金	18,901	18,683
3. 次期繰越剰余金	142,416	109,163

(注) 1. 令和3年度の出資配当金は、年0.7%の割合です。

令和4年度の出資配当金は、年0.7%の割合です。

2. 令和3年度・令和4年度の任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

(1) 経営基盤強化積立金

【積立目的】 金融経済環境の急激な変化や会計等法制度の変更に伴う利益の減少への対処、並びに財務健全化を目的とした支出に充てるため。

【積立目標額】 10億円

【取崩基準】 目的に伴う事由により、組合の経営に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、理事会の決議により必要と認めた額を取り崩す。

(2) 自然災害対策積立金

【積立目的】 自然災害および病疫等により、農家組合員の営農の継続が困難になる等、経営に支障が出た場合に緊急支援が行えるよう積み立てる。

【積立目標額】 2億円

【取崩基準】 目的に伴う事由により、組合員に対し緊急支援を行う場合、理事会の決議により必要と認めた額を取り崩す。

(3) 畜産経営安定積立金

【積立目的】 畜産環境の急激な変化等に伴う利益の減少に対処し、組合の健全な発展をはかることを目的に積み立てる。

【積立目標額】 2億円

【取崩基準】 畜産環境の急激な変化等に伴い肥育牛センター等の畜産事業に多額の損失が生じた場合、理事会の決議により必要と認めた額を取り崩す。

3. 令和3年度の次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額6,000千円が含まれています。

令和4年度の次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額7,000千円が含まれています。

6.部門別損益計算書(令和4年度)

(単位:千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	10,037,054	916,592	961,721	5,471,259	2,649,043	38,439	
事業費用②	6,846,497	128,678	84,396	4,557,059	1,968,896	107,468	
事業総利益 (①－②)③	3,190,557	787,914	877,325	914,200	680,147	△ 69,029	
事業管理費④	3,030,644	506,002	715,350	789,676	871,630	147,986	
(うち減価償却費)⑤	(102,033)	(14,495)	(18,794)	(38,997)	(28,158)	(1,589)	
(うち人件費)⑤'	(2,236,499)	(377,894)	(578,368)	(568,207)	(575,600)	(136,430)	
※うち共通管理費⑥		163,977	212,619	215,015	189,137	17,971	△ 798,719
(うち減価償却費)⑦		(14,495)	(18,794)	(19,006)	(16,719)	(1,589)	(△70,602)
(うち人件費)⑦'		(59,370)	(76,982)	(77,849)	(68,479)	(6,506)	(△289,186)
事業利益 (③－④)⑧	159,913	281,912	161,975	124,524	△ 191,483	△ 217,015	
事業外収益⑨	105,062	33,674	20,158	25,203	24,320	1,707	
※うち共通分⑩		15,542	20,158	20,381	17,930	1,707	△ 75,718
事業外費用⑪	16,927	1,192	1,546	10,390	3,668	131	
※うち共通分⑫		1,192	1,546	1,562	1,374	131	△ 5,805
経常利益 (⑧＋⑨－⑪)⑬	248,048	314,394	180,587	139,337	△ 170,831	△ 215,439	
特別利益⑭	10,384	1,402	1,819	5,391	1,618	154	
※うち共通分⑮		1,402	1,819	1,838	1,618	154	△ 6,831
特別損失⑯	74,152	14,945	19,384	20,940	17,242	1,641	
※うち共通分⑰		14,945	19,384	19,599	17,242	1,641	△ 72,811
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯)⑱	184,280	300,851	163,022	123,788	△ 186,455	△ 216,926	
営農指導事業 分配賦額⑲		52,431	58,397	60,826	45,272	△ 216,926	
営農指導事業 分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲)⑳	184,280	248,420	104,625	62,962	△ 231,727		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

※①事業収益・②費用の「計」の欄は、各事業の収益・費用の単純合計を記載しています。一方、損益計算書の事業収益・費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部取引を控除した額(781,473千円)を記載しています。このため両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 人件費割合(50%)及び事業総利益割合(50%)で配賦
- (2) 営農指導事業 事業総利益割合で配賦

2. <配賦割合> (1)の配賦基準で算出した配賦の割合

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	20.53	26.62	26.92	23.68	2.25	100.00
営農指導事業	24.17	26.92	28.04	20.87		100.00

7.財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和4年3月1日から令和5年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月19日
北さつま農業協同組合
代表理事組合長 春田 和則

8.会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II. 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人、%)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益(事業収益)	11,049,958	10,403,695	9,696,565	9,953,448	10,037,054
信用事業収益	1,133,753	1,043,760	991,272	952,823	916,592
共済事業収益	1,118,858	1,066,869	1,010,856	996,774	961,721
農業関連事業収益	5,481,957	5,230,675	4,997,645	5,238,595	5,471,259
生活その他事業収益	3,274,233	3,027,694	2,660,544	2,725,776	2,649,043
営農指導事業収益	41,157	34,697	36,248	39,480	38,439
経常利益	575,647	287,355	310,900	253,030	248,048
当期剰余金	411,948	166,024	167,063	102,960	124,807
出資金 (出資口数)	3,079,102 (3,079,102)	3,029,973 (3,029,973)	2,954,439 (2,954,439)	2,872,117 (2,872,117)	2,876,804 (2,876,804)
純資産額	6,272,674	6,347,043	6,415,634	6,436,632	6,543,194
総資産額	150,595,022	149,624,176	150,731,462	154,153,186	154,926,320
貯金等残高	138,697,978	139,530,628	140,738,831	144,205,657	145,208,556
貸出金残高	27,856,137	29,985,006	30,956,959	34,387,488	34,711,975
有価証券残高	—	—	—	—	—
剰余金配当金額	43,005	28,246	27,564	18,901	18,683
出資配当額	43,005	28,246	27,564	189,001	18,683
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	530	514	492	469	430
単体自己資本比率	10.71	10.74	10.74	10.93	11.20

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:千円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
資金運用収支	850,500	813,052	△37,448
役務取引等収支	43,734	45,194	1,460
その他信用事業収支	△ 53,019	△ 70,331	△ 17,312
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	841,215 (0.60)	858,245 (0.60)	17,030 (0.00)
事業粗利益 (事業粗利益率)	3,274,750 (2.13)	3,209,997 (2.01)	△ 64,453 (△ 0.12)
事業純益	35,192	98,299	63,107
実質事業純益	116,127	179,353	63,226
コア事業純益	116,127	179,353	63,226
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	116,127	179,353	63,226

3.資金運用収支の内訳

(単位:千円、%)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資 金 運 用 勘 定	140,000,065	860,661	0.61	142,959,687	821,562	0.57
う ち 預 金	107,626,490	510,917	0.47	108,320,938	464,327	0.43
う ち 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
う ち 貸 出 金	32,373,575	349,744	1.08	34,638,749	357,235	1.03
資 金 調 達 勘 定	145,464,573	10,071	0.01	148,062,824	8,336	0.01
う ち 貯 金・定 期 積 金	145,415,307	9,921	0.01	148,049,508	8,323	0.01
う ち 譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—	—
う ち 借 入 金	49,266	150	0.30	13,316	13	0.10
総 資 金 利 ざ や			0.32			0.34

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回＋経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4.受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受 取 利 息	△ 33,693	△ 39,099
う ち 預 金	△ 24,173	△ 46,590
う ち 有 価 証 券	—	—
う ち 貸 出 金	△ 9,520	7,491
支 払 利 息	△ 13,116	△ 1,735
う ち 貯 金・定 期 積 金	△ 13,230	△ 1,598
う ち 譲 渡 性 貯 金	—	—
う ち 借 入 金	114	△ 137
差 引	△ 46,809	△ 40,834

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ. 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位:千円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
流 動 性 貯 金	73,675,190(50.7)	77,266,368(52.2)	3,591,178
定 期 性 貯 金	71,605,510(49.2)	70,664,993(47.7)	△ 940,517
そ の 他 の 貯 金	130,493(0.1)	122,396(0.1)	△ 8,097
計	145,411,193(100.0)	148,053,757(100.0)	2,642,564
譲 渡 性 貯 金	—	—	—
合 計	145,411,193(100.0)	148,053,757(100.0)	2,642,564

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ()内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位:千円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
定 期 貯 金	67,708,781(100.0)	67,421,239(100.0)	△ 287,542
うち固定自由金利定期	67,702,993(99.9)	67,415,451(99.9)	△ 287,542
うち変動自由金利定期	5,788(0.1)	5,788(0.1)	0

(注) 1. 固定自由金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動自由金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ()内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位:千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手 形 貸 付	1,671,522	1,550,297	△ 121,225
証 書 貸 付	29,866,967	32,147,746	2,280,779
当 座 貸 越	848,905	957,020	108,115
割 引 手 形	—	—	—
合 計	32,387,394	34,655,063	2,267,669

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	31,930,197(92.9)	32,389,039(93.3)	458,842
変 動 金 利 貸 出	2,457,290(7.1)	2,322,936(6.7)	△ 134,354
合 計	34,387,487(100.0)	34,711,975(100.0)	324,488

(注) ()内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位:千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯 金・定 期 積 金 等	133,511	103,033	△ 30,478
有 価 証 券	－	－	－
動 産	－	－	－
不 動 産	－	－	－
そ の 他 担 保 物	－	－	－
小 計	133,511	103,033	△ 30,478
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	8,483,931	10,365,198	1,881,267
そ の 他 保 証	8,594,411	8,516,134	△ 78,277
小 計	17,078,342	18,881,332	1,802,990
信 用	17,175,633	15,727,610	△ 1,448,023
合 計	34,387,486	34,711,975	324,489

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯 金・定 期 積 金 等	－	－	－
有 価 証 券	－	－	－
動 産	－	－	－
不 動 産	54,000	51,000	△ 3,000
そ の 他 担 保 物	－	－	－
小 計	54,000	51,000	△ 3,000
信 用	－	－	－
合 計	54,000	51,000	△ 3,000

⑤貸出金の用途別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
設 備 資 金	21,381,616(62.2)	22,542,846(64.9)	1,161,230
運 転 資 金	13,005,871(37.8)	12,169,129(35.1)	△ 836,742
合 計	34,387,487(100.0)	34,711,975(100.0)	324,488

(注) ()内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位:千円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	2,816,691(8.2)	2,889,452(8.3)	72,761
林 業	22,709(0.1)	21,013(0.1)	△1,696
水 産 業	55,729(0.2)	54,392(0.2)	△1,337
製 造 業	2,912,370(8.5)	3,469,438(9.9)	557,068
鉱 業	143,812(0.4)	144,981(0.4)	1,169
建 設 ・ 不 動 産 業	1,357,567(3.9)	1,518,410(4.4)	160,843
電気・ガス・熱供給・水道業	177,804(0.5)	245,052(0.7)	67,248
運 輸 ・ 通 信 業	331,045(1.0)	426,398(1.2)	95,353
金 融 ・ 保 険 業	120,601(0.3)	144,030(0.4)	23,429
卸売・小売・サービス業・飲食業	3,647,634(10.6)	3,943,390(11.4)	295,756
地 方 公 共 団 体	11,594,490(33.7)	10,792,816(31.1)	△ 801,674
非 営 利 法 人	—	—	—
そ の 他	11,207,026(32.6)	11,062,597(31.9)	△ 144,429
合 計	34,387,478(100.0)	34,711,969(100.0)	324,491

(注) ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	3,187,949	3,358,184	170,235
穀 作	418,258	405,455	△ 12,803
野 菜 ・ 園 芸	139,661	138,928	△ 733
果 樹 ・ 樹 園 農 業	53,791	54,391	600
工 芸 作 物	151,569	161,098	9,529
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	447,134	569,988	122,854
養 鶏 ・ 養 卵	42,769	47,275	4,506
養 蚕	6,466	5,550	△ 916
そ の 他 農 業	1,928,301	1,975,499	47,198
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	3,187,949	3,358,184	170,235

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,317,001	1,333,430	16,429
農 業 制 度 資 金	1,870,948	2,024,754	153,806
農 業 近 代 化 資 金	1,419,428	1,563,660	144,232
そ の 他 制 度 資 金	451,520	461,094	9,574
合 計	3,187,949	3,358,184	170,235

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令 和 3 年 度	143	51	3	89	143
	令 和 4 年 度	132	40	2	90	132
危 険 債 権	令 和 3 年 度	23	14	—	1	15
	令 和 4 年 度	96	15	26	8	49
要 管 理 債 権	令 和 3 年 度	9	9	—	—	9
	令 和 4 年 度	—	—	—	—	—
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令 和 3 年 度	9	—	—	9
		令 和 4 年 度	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令 和 3 年 度	—	—	—	—
		令 和 4 年 度	—	—	—	—
小 計	令 和 3 年 度	175	74	3	90	167
	令 和 4 年 度	228	55	28	98	181
正 常 債 権	令 和 3 年 度	34,395				
	令 和 4 年 度	34,661				
合 計	令 和 3 年 度	34,570				
	令 和 4 年 度	34,889				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	69,547	72,478	—	69,547	72,478	72,478	72,556	—	72,478	72,556
個別貸倒引当金	109,630	90,474	16,567	93,063	90,474	90,474	97,851	484	89,990	97,851
合 計	179,177	162,952	16,567	162,610	162,952	162,952	170,407	484	162,468	170,407

⑪貸出金償却の額

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却 額	5,713	460

(3)内国為替取扱実績

(単位:千件、千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送 金 ・ 振 込 為 替	件 数	187	268	190	270
	金 額	78,626,794	87,639,267	74,390,650	86,934,091
代 金 取 立 為 替	件 数	—	—	—	—
	金 額	13,997	1,521	7,440	11,576
雑 為 替	件 数	4	4	4	4
	金 額	1,350,514	5,541,716	1,327,133	5,708,603
合 計	件 数	191	272	194	274
	金 額	79,991,306	93,182,504	75,725,223	92,654,270

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

種 類	1年以下	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超 10年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
令和3年度								
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度								
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
売 買 目 的 有 価 証 券	—	—	—	—

[満期保有目的の債券]

(単位:千円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

[その他有価証券]

(単位:千円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

② 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位:千円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[その他の金銭の信託]

(単位:千円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	取 得 価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取 得 価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2.共済取扱実績

(1)長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	5,921,275	126,933,135	4,294,178	121,542,728
	定 期 生 命 共 済	74,500	534,000	282,200	793,200
	養 老 生 命 共 済	1,182,760	39,614,020	1,067,300	34,547,469
	うちこども共済	424,600	7,170,800	369,000	6,941,200
	医 療 共 済	82,000	1,102,300	46,000	918,900
	が ん 共 済	－	910,000	－	873,500
	定 期 医 療 共 済	－	397,200	－	374,200
	介 護 共 済	75,132	432,134	25,813	454,625
建 物 更 生 共 済		17,112,860	294,850,488	13,493,550	292,198,628
合 計		24,448,528	464,773,279	19,209,041	451,703,250

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2)医療系共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		795	76,285	66	61,489
		336,069	372,330	375,089	788,450
が ん 共 済		643	20,491	539	20,240
定 期 医 療 共 済		－	1,339	－	1,248
合 計		1,438	98,116	605	82,977
		336,069	372,330	375,089	788,450

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3)介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済		92,619	1,565,394	43,823	1,528,781
認 知 症 共 済		－	－	292,000	292,000
生活障害共済(一時金型)		134,000	177,000	242,000	389,000
生活障害共済(定期年金型)		66,500	138,400	25,900	153,200
特 定 重 度 疾 病 共 済		164,000	293,000	523,200	772,200
合 計		457,119	2,173,794	1,126,923	3,135,181

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	181,205	2,713,481	69,057	2,619,127
年 金 開 始 後	－	1,483,842	－	1,499,730
合 計	181,205	4,197,324	69,057	4,118,857

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	18,992,050	21,900	18,508,040	20,806
自 動 車 共 済		96,275		932,886
傷 害 共 済	77,140,500	3,789	82,791,500	4,116
団 体 定 期 生 命 共 済	271,000	606	244,000	556
賠 償 責 任 共 済		691		754
自 賠 責 共 済		254,559		249,009
合 計		1,241,822		1,208,127

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品(生産資材)取扱実績

(単位:千円)

品 目		取 扱 高	
		令和3年度	令和4年度
生 産 資 材	肥 料	482,174	543,019
	飼 料	1,699,044	2,009,444
	農 薬	492,730	464,897
	そ の 他	424,357	407,550
	計	3,098,305	3,424,910
燃 料	L P ガ ス	353,702	359,318
	燃 料	1,115,913	1,232,062
	計	1,469,615	1,591,380
農 業 機 械		873,742	744,912
合 計		5,441,662	5,761,202

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

品 目		取 扱 高	
		令和3年度	令和4年度
農 産 物	米	1,417,116	1,424,552
	茶	587,771	471,556
	そ の 他	210,650	674,500
	計	2,215,537	2,570,808
園 芸	野 菜	1,065,004	1,115,994
	果 樹	371,235	354,288
畜 産 物	計	1,436,239	1,470,282
	子 牛	5,830,102	5,257,827
	肉 牛	2,079,041	2,176,734
	成 牛	186,011	201,999
	豚	382,104	426,591
合 計		12,129,034	12,104,241

(3) 買取販売品取扱実績

(単位:千円)

品 目	令和3年度	令和4年度
米	300,361	—
そ の 他	1,853	42,494
合 計	302,214	42,494

(5) 利用事業取扱実績

(単位:千円)

会 計	項目	令和3年度	令和4年度
育苗センター	収益	33,172	30,384
	費用	17,360	15,774
	差引	15,812	14,610
ライスセンター	収益	29,659	32,031
	費用	23,282	22,761
	差引	6,376	9,270
カントリーエレベーター	収益	56,372	55,236
	費用	33,478	30,420
	差引	22,894	24,816
選果場・集荷場	収益	59,305	67,485
	費用	29,692	30,280
	差引	29,614	37,205
福祉センター	収益	122,648	123,052
	費用	34,773	31,200
	差引	87,875	91,852
葬祭センター	収益	112,303	115,576
	費用	4,448	1,580
	差引	107,855	113,996
そ の 他	収益	13,623	10,679
	費用	6,878	9,355
	差引	6,745	1,324
合 計	収益	427,082	434,443
	費用	149,911	141,370
	差引	277,171	293,073

(注) 人件費等事業管理費は含まない。

(4) 保管事業取扱実績

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
収 益	65,682	82,313
費 用	21,529	24,485
差 引	44,153	57,828

(6) 加工事業取扱実績

(単位:千円)

会 計	項目	令和3年度	令和4年度
加工センター	収益	21,304	24,504
	費用	9,235	10,857
	差引	12,069	13,647
堆肥センター	収益	12,186	10,897
	費用	5,084	4,947
	差引	7,102	5,950
精白米事業	収益	35,162	32,347
	費用	32,542	29,081
	差引	2,620	3,266
合 計	収益	68,652	67,748
	費用	46,861	44,885
	差引	21,791	22,863

(注) 人件費等事業管理費は含まない。

(7) その他事業取扱実績

(単位:千円)

会 計	項目	令和3年度	令和4年度
キャトルセンター	収益	62,622	75,928
	費用	42,278	59,812
	差引	20,344	16,116
肥育牛センター	収益	399,708	284,624
	費用	346,558	256,623
	差引	53,150	28,001
繁殖牛センター	収益	19,931	21,127
	費用	12,218	10,787
	差引	7,713	10,340
育成牛センター	収益	12,077	22,027
	費用	9,059	24,131
	差引	3,018	△ 2,104
そ の 他	収益	12,775	12,739
	費用	363	3,497
	差引	12,412	9,242
合 計	収益	507,113	416,447
	費用	410,476	354,851
	差引	96,637	61,596

(注) 人件費等事業管理費は含まない。

4.生活その他事業取扱実績

(1)買取購買品(生活物資)取扱実績

(単位:千円)

品 目	取扱高	
	令和3年度	令和4年度
食 料 類	137,994	116,517
生 活 資 材	90,912	63,492
住 宅	143,488	140,738
商 品 券	24,950	14,597
そ の 他	289,081	293,866
合 計	686,425	629,210

(2)介護事業取扱実績

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
収 益	122,648	123,052
費 用	120,956	116,271
差 引	1,692	6,781

5.指導事業

(単位:千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 入	賦 課 金	—	—
	指 導 事 業 補 助 金	3,516	2,244
	実 費 収 入	35,964	36,195
	計	39,480	38,439
支 出	営 農 改 善 費	87,188	101,129
	生 活 文 化 事 業 費	7,180	6,339
	教 育 情 報 他	2,716	—
	計	97,084	107,468
差 引		△ 57,604	△ 69,029

IV. 経営諸指標

1. 利益率

(単位: %)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率	0.16	0.16	—
資本経常利益率	3.96	3.82	△ 0.14
総資産当期純利益率	0.07	0.08	0.01
資本当期純利益率	1.61	1.92	0.31

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

区 分		令和3年度	令和4年度	増 減
貯 貸 率	期 末	23.8	23.9	0.1
	期中平均	22.3	23.4	1.1
貯 証 率	期 末	—	—	—
	期中平均	—	—	—

(注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

項 目	令和3年度	令和4年度	
			経 過 措 置 に よる 不 算 入 額
コア資本にかかる基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,007,042	6,118,580	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,876,507	2,881,194	
うち、再評価積立金の額	－	－	
うち、利益剰余金の額	3,284,084	3,370,612	
うち、外部流出予定額(△)	△ 18,901	△ 18,683	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 134,648	△ 114,544	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	80,934	81,054	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	80,934	81,054	
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	84,035	55,431	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	6,172,011	6,255,064	
コア資本にかかる調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	－	－	－
うち、のれんに係るものの額	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	－	－	－
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－	－
適格引当金不足額	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－
前払年金費用の額	－	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	－	－	－
自己資本			
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	6,172,011	6,255,064	

(単位:千円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	
			経 過 措 置 に よ る 不 算 入 額
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	50,084,486	49,682,647	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	622,484	615,898	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	622,484	615,898	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,349,289	6,129,221	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	56,433,775	55,811,868	
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)／(二))	10.93	11.20	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2.自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

信用リスク・アセット		令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
現金		679,067	—	—	673,978	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		11,612,108	—	—	10,810,330	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		192,130	38,426	1,537	148,097	29,619	1,185
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		105,595,845	21,119,169	844,767	106,316,020	21,263,204	850,528
法人等向け		316,362	286,772	11,471	273,482	263,581	10,543
中小企業等向け及び個人向け		2,521,988	1,760,065	70,403	2,479,631	1,743,135	69,725
抵当権付住宅ローン		8,988,123	3,111,271	124,451	8,711,277	3,019,910	120,796
不動産取得等事業向け		—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等		57,061	28,671	1,147	72,481	49,495	1,980
取立未済手形		748	150	6	0	0	0
信用保証協会等保証付		8,491,447	833,302	33,332	10,373,800	1,023,545	40,942
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
共済約款貸付		—	—	—	—	—	—
出資等		932,534	932,534	37,301	935,584	935,584	37,423
（うち出資等のエクスポージャー）		932,534	932,534	37,301	935,584	935,584	37,423
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
上記以外		14,232,977	21,351,643	854,066	13,629,162	20,738,676	829,547
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		4,810,620	12,026,550	481,062	4,810,620	12,026,550	481,062
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）		9,422,357	9,325,093	373,004	8,818,542	8,712,126	348,485

(単位:千円)

信用リスク・アセット		令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	証券化	-	-	-	-	-	-
	（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
	（うち非STC適用分）	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
	（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
	（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
	（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
	（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	-	622,484	24,899	-	615,898	24,636
	他の金融機関等の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・ アセットの額に算入されなかつ たものの額(△)	-	-	-	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	153,620,390	49,462,003	1,978,481	154,423,842	49,066,749	1,962,669
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		153,620,390	50,084,486	2,003,379	154,423,842	49,682,647	1,987,305
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額		所要自己 資本額	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額		所要自己 資本額
		a		$b=a \times 4\%$	a		$b=a \times 4\%$
		6,349,289		253,972	6,129,221		245,169
所要自己資本額計		リスク・アセット等 (分母)計		所要自己 資本額	リスク・アセット等 (分母)計		所要自己 資本額
		a		$b=a \times 4\%$	a		$b=a \times 4\%$
		56,433,775		2,257,351	55,811,868		2,232,475

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3.信用リスクに関する事項

(1)標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティングズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ②リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

			令和3年度			令和4年度		
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業		636,007	636,007	-	645,449	645,449	-
	林業		-	-	-	-	-	-
	水産業		-	-	-	-	-	-
	製造業		31,614	31,614	-	25,764	25,764	-
	鉱業		-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業		420	420	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業		-	-	-	-	-	-
	金融・保険業		105,596,593	-	-	106,316,021	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業		374,302	374,302	-	345,270	345,270	-
	日本国政府・地方公共団体		11,614,159	11,614,159	-	10,812,020	10,812,020	-
	上記以外		6,117,725	374,571	-	6,096,712	349,587	-
	個人		21,390,072	21,388,892	47,280	22,568,852	22,567,362	51,042
	その他		7,859,498	-	9,782	7,613,754	-	20,518
業種別残高計			153,620,390	34,419,965	57,062	154,423,842	34,745,452	71,560
残存期間別	1年以下		103,193,627	3,902,615		102,127,224	2,116,036	
	1年超3年以下		1,000,878	1,000,878		858,386	858,386	
	3年超5年以下		1,311,545	1,311,545		1,342,748	1,342,748	
	5年超7年以下		7,526,069	1,221,236		7,668,364	1,363,531	
	7年超10年以下		2,900,946	2,900,946		3,768,848	3,768,848	
	10年超		23,728,115	23,728,115		24,943,874	24,943,874	
	期限の定めのないもの		13,959,210	354,631		13,714,398	352,029	
残存期間別残高計			153,620,390	34,419,966		154,423,842	34,745,452	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	69,547	72,478	－	69,547	72,478	72,478	72,556	－	72,478	72,556
個別貸倒引当金	109,630	90,474	16,567	93,063	90,474	90,474	97,851	484	89,990	97,851

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分		令和3年度						令和4年度					
		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	3,674	－	－	3,674	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	6,241	－	－	6,241	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人		105,956	90,474	16,567	89,389	90,474	5,713	90,471	91,610	484	89,990	91,610	460
業種別計		109,630	90,474	16,567	93,063	90,474	5,713	90,471	97,851	484	89,990	97,851	460

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	－	12,291,175	12,291,175	－	11,484,308	11,484,308
	リスク・ウェイト2%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト4%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト10%	－	8,491,447	8,491,447	－	10,373,800	10,373,800
	リスク・ウェイト20%	－	105,788,723	105,788,723	－	106,464,118	106,464,118
	リスク・ウェイト35%	－	8,988,123	8,988,123	－	8,711,278	8,711,278
	リスク・ウェイト50%	－	33,598	33,598	－	31,026	31,026
	リスク・ウェイト75%	－	2,521,988	2,521,988	－	2,479,631	2,479,631
	リスク・ウェイト100%	－	11,302,168	11,302,168	－	10,657,523	10,657,523
	リスク・ウェイト150%	－	15,032	15,032	－	27,436	27,436
	リスク・ウェイト250%	－	4,810,620	4,810,620	－	4,810,620	4,810,620
	その他	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト1250%	－	－	－	－	－	－
計			154,242,874	154,242,874	－	155,039,740	155,039,740

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがありますが、当組合において該当はありません。

4.信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポート・エクスポートに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポート・エクスポートのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポート・エクスポートの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポート・エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート・エクスポート額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポート・エクスポートの額

(単位:千円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	15,000	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	20,340	—	18,340	—
抵当権住宅ローン	—	85,633	—	72,995
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合計	35,340	85,633	18,340	72,995

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については総務部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	5,743,154	5,743,154	5,743,204	5,743,204
合 計	5,743,154	5,743,154	5,743,204	5,743,204

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:千円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAの金利リスクの管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手順の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理しています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指

標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量 (Δ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.249年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点)

特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

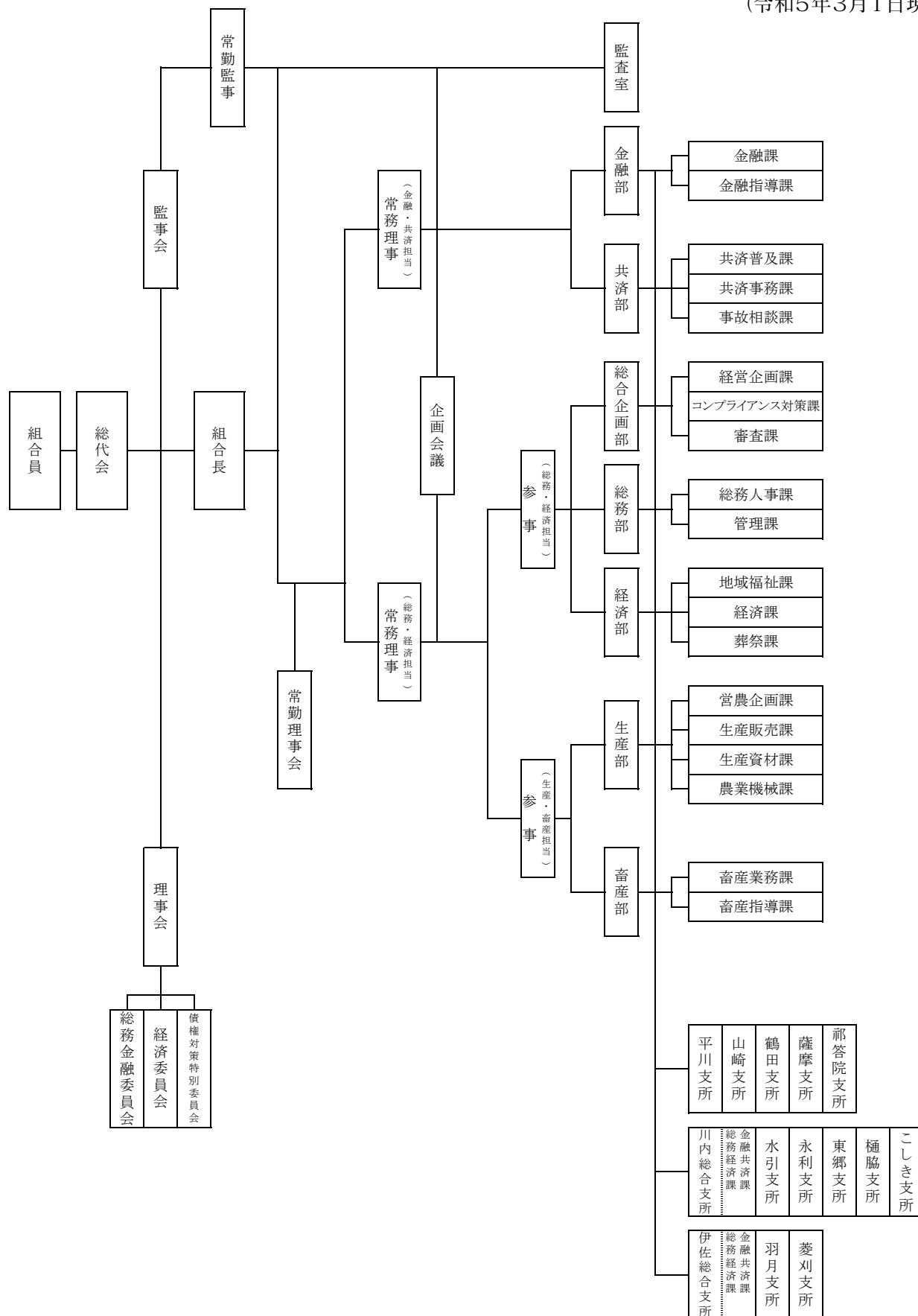
IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	683	1,005	110	103
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	697	954		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	697	1,005	110	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,255		6,172	

- (注) 1. 「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
2. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
4. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
5. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
6. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
9. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

【 JAの概要 】

1. 機構図

(令和5年3月1日現在)



2. 役員構成(役員一覧)

(令和5年5月31日現在)

役 職 名	氏 名	代表権の有無	担当その他
代 表 理 事 組 合 長	春 田 和 則	有	
代 表 理 事 常 務	下 口 和 幸	//	総 務 ・ 経 済 担 当
//	田 口 雅 之	//	金 融 ・ 共 済 担 当
理 事	勝 目 正 隆	無	
//	洲 脇 芳 朗	//	
//	豊 田 孝 之	//	
//	山 下 英 樹	//	
//	松 下 洋 一	//	
//	岩 瀬 清 隆	//	
//	濱 田 誠	//	
//	地 徳 てるみ	//	
//	中 塚 常 夫	//	
//	西 裕 一 郎	//	
//	森 園 正 文	//	
//	羽 田 五 子	//	
//	中 島 正 和	//	
//	前 畑 政 博	//	
//	小 西 義 彦	//	
//	逆 瀬 川 タカ子	//	
監 事	小 倉 正 人		代 表 監 事
常 勤 監 事	田 中 博		
監 事	奥 野 政 博		
//	下 牧 瀬 秀 司		
//	島 廻 一 也		
//	徳 丸 仁 志		
//	重 久 浩 子		員 外 監 事

3. 組合員数

(令和5年2月末現在・単位:人、団体)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
正 組 合 員 数	6,882	6,602	△ 280
個 人	6,804	6,517	△ 287
法 人	78	85	7
准 組 合 員 数	8,437	8,358	△ 79
個 人	8,137	8,073	△ 64
法 人	300	285	△ 15
合 計	15,319	14,960	△ 359

4. 組合員組織の状況

(令和5年2月末現在)

組 織 名	代表者名	構成員数	組 織 名	代表者名	構成員数
川内地区	北さつま農協川内やまのいも部会	町田 玲二 32名	伊佐地区	北さつま農協伊佐地区青壮年部	大塚 享 15名
	北さつま農協川内ゴーヤー部会	柊平 昭男 47名		北さつま農協伊佐金山ねぎ振興会	荒平 学 62名
	唐 浜 ら つ き ょ う 部 会	上山 洋平 56名		北さつま農協伊佐ゴーヤー生産振興会	諏訪 伸幸 5名
	川内地区肉用牛振興協議会	中島 正和 203名		産直センター出荷者協議会	牛野 文雄 211名
	養 鶏 部 会	紺屋 貴 7名		伊佐地区肉用牛振興協議会	壹岐 清次 194名
	北さつま農協薩摩川内茶業部会	山崎 大作 22名		北さつま農協伊佐青色申告会	井下 厚男 236名
	北さつま農協薩摩川内青色申告会	北迫 茂 71名		北さつま農協伊佐水稻部会	壹岐 清次 53名
	JA北さつま川内農機愛用者クラブ	末弘 義武 288名		JA北さつま女性組織協議会	宮元 泰子 785名
さつま地区	北さつま農協さつま地区青壮年部	小山 栄一郎 25名	全 体	北さつま農協肉用牛振興協議会	中島 正和 629名
	北さつま農協さつまさといも部会	小緑 光宏 42名		北さつま農協果樹部会	山下 信男 162名
	北さつま農協さつま豆類部会	有川 務 18名		北さつま農協いちご部会	中島 弘和 26名
	宮之城ちくりん館出荷者協議会	田中 俊徳 355名		北さつま農協ごほう部会	松下 洋一 50名
	本所地区肉用牛振興協議会	城戸 伸二 232名		北さつま農協トマト部会	中園 秋彦 21名
	さつまブロイラー部会	角 晋吉 4名		北さつま農協かぼちゃ部会	堂園 孝志 152名
	コープかごしま産直豚部会	柳田 孝行 4名		北さつま農協たけのこ部会	木下 守 152名
	北さつま農協さつま青色申告会	小西 義彦 368名		北さつま農協肥育牛部会	笹原 耕造 11名
	さつま地区粉摺組合	轡 一彦 55名			
	北さつま農協さつま茶業部会	領家 昭一 24名			
	北さつま農協水稻部会さつま地区	井上 謙郎 78名			
	中津川採種生産組合	森永 洋 28名			
	JA北さつまさつま農機愛用者クラブ	永野 光伸 175名			
	北さつま農協少量多品目産直部会	池山 準一 181名			

当JAの組合員組織を記載しています。

5. 特定信用事業代理業者の状況

(令和5年2月末現在)

区 分	氏名又は名称(商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所 又は事業所の所在地
特定信用事業代理業者	—	—	—

6. 地区一覧

薩摩川内市・薩摩郡・伊佐市の区域

7. 職員数

(令和5年2月末現在・単位:人)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	男	女	計	男	女	計
参 事	3	0	3	3	0	3
一 般 職 員	194	66	260	170	60	230
計	197	66	263	173	60	233
常 備 臨 時 職 員	75	131	206	79	118	197
合 計	272	197	469	252	178	430

※年度末職員数には年度末退職者は含みません。

8. 沿革・あゆみ

年 月 日	主 な 出 来 事
平成22年 3月 1日	「さつま川内農業協同組合」「さつま農業協同組合」「伊佐農業協同組合」が合併し、新生「北さつま農業協同組合」設立
平成22年 4月 28日	JA北さつま口蹄疫防疫対策本部設置
平成22年 6月 15日	平成22年度第1回臨時総代会
平成22年 8月 1日	「薩摩畜産農業協同組合連合会」の権利義務を包括承継
平成22年 11月 13日	貿易自由化「TPP阻止」総決起大会
平成23年 3月 18日	大田セルフSSオープン
平成23年 5月 6日	JASTEM次期システム稼働及び全国統一事務手続導入
平成23年 9月 1日	北さつま訪問介護サテライトいさ開業
平成23年 12月 9日	本所セルフSSオープン
平成25年 1月 8日	JA北さつま福祉センターやまびこデイサービス開業
平成27年 12月 1日	移動販売車運行開始
平成28年 11月 1日	移動金融店舗車運行開始
平成30年 11月 6日	移動販売車2号車運行開始
令和元年 6月 1日	福祉施設「田原の郷」開業
令和4年 2月 18日	菱刈SSリニューアルオープン

9. 店舗等のご案内

(令和5年2月末現在)

店 舗 名	住 所	電話番号	ATM設置台数
本 所	薩摩郡さつま町虎居745番地	0996-53-1121	2台
川内総合支所	薩摩川内市若松町9番地17号	0996-22-4131	1台
伊佐総合支所	伊佐市大口上町30番地6	0995-22-1431	1台
水引支所	薩摩川内市水引町7599番地1	0996-26-2121	
永利支所	薩摩川内市平佐町1800番地1	0996-22-7203	1台
東郷支所	薩摩川内市東郷町斧淵333番地1	0996-42-1211	1台
樋脇支所	薩摩川内市樋脇町市比野174番地1	0996-38-0004	
こしき支所	薩摩川内市上甕町中甕269番地	09969-2-0002	
平川支所	薩摩郡さつま町平川7463番地	0996-54-2217	
山崎支所	薩摩郡さつま町山崎1083番地	0996-56-8311	
鶴田支所	薩摩郡さつま町神子756番地	0996-59-2002	
薩摩支所	薩摩郡さつま町求名12837番地	0996-57-1211	
祁答院支所	薩摩川内市祁答院町下手2794番地	0996-55-1151	1台
羽月支所	伊佐市大口堂崎525番地14	0995-22-1411	1台
菱刈支所	伊佐市菱刈前目670番地1	0995-26-1241	

信用事業店舗以外の自動化機器の設置場所

ATM	旧入来支所 旧下甕出張所 さつま町役場本庁 Aコープさつま店 Aコープ市比野店 Aコープ菱刈店 アロン電機株式会社	各1台
-----	---	-----

世代ごとに人生のリスクは変わるのに、 今までの備えで安心ですか？

もしものときの、頼れる保障。

ひとの安心をデザイン



ライフイベントや世代ごとに変化する人生のリスク

必要なお金の変化

就職 結婚・出産 子育て 住宅購入 子どもの独立



20代～30代

40代

50代～

世代別リスク



重い病気で
働けなくなったら...



万一のとき
家族の生活費は...



認知症や介護は
他人事ではない...

JAのひと・まとめプランなら

病気・ケガ・がん

重い生活習慣病・
三大疾病

様々な保障を組み合わせて、
あなたのライフプランに
ぴったりの備えを実現します。

身体障害状態・
介護状態・認知症

死亡

共済金のお支払いは所定の条件があります。

※ご加入にあたりましては、お近くのJAへお問い合わせください。※この広告は概要を説明したものです。ご契約の際には「重要事項説明書（契約概要・注意事項等）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

はじめて共済

<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>

■JA共済ホームページ <https://www.ja-kyosai.or.jp>



本サイトから
「ひと・まとめ」の
各共済の資料請求・
借入試算ができます。

JA共済相談受付センター（JA共済連 全国本部）

☎ 0120-536-093

受付時間：9:00～18:00（月～金）9:00～17:00（土）

※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。
※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。
※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

げんきな
カラダ
プロジェクト

あんしん
くらし
プロジェクト

げんきなカラダプロジェクト・あんしんくらしプロジェクト

みんなで一緒に健康をつくる「げんきなカラダプロジェクト」。
いえ、くるま、農業といった大切なものを支える「あんしんくらしプロジェクト」。
この2つのプロジェクトで、みなさまの豊かな生活づくりをサポートしていきます。

専用ホームページでは、健康増進や防災・減災等のサービスのご紹介、各種イベントのご案内、お役立ち情報などを掲載しています。ぜひご覧ください！

<https://service.ja-kyosai.or.jp>



くらしの保障、相談するなら

JA共済

耕そう、大地と地域のみらい。JAグループ

23481050107



<http://www.ja-kitasatsuma.or.jp/>

本 所

鹿児島県薩摩郡さつま町虎居745

☎ (0996) 53-1121
FAX (0996) 52-1404

【支所】

平 川 支 所 0996-54-2217

山 崎 支 所 0996-56-8311

鶴 田 支 所 0996-59-2002

薩 摩 支 所 0996-57-1211

祁 答 院 支 所 0996-55-1151

川内総合支所

鹿児島県薩摩川内市若松町9-17

☎ (0996) 22-4131
FAX (0996) 22-2732

【支所・配送センター】

水 引 支 所 0996-26-2121

永 利 支 所 0996-22-7203

東 郷 支 所 0996-42-1211

樋 脇 支 所 0996-38-0004

こ し き 支 所 0996-2-0002

矢倉配送センター 0996-27-0184

伊佐総合支所

鹿児島県伊佐市大口上町30-6

☎ (0995) 22-1431
FAX (0995) 22-5835

【支所・配送センター】

羽 月 支 所 0995-22-1411

菱 刈 支 所 0995-26-1241

伊佐配送センター 0995-26-4111



北さつま農業協同組合